

令和3年第4回東大和市議会定例会会議録第19号

令和3年12月1日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（25名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	田村美砂君	福祉部長	川口荘一君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	企画財政部副参事	田代雄己君
企画財政部副参事	木村西君	財政課長	鈴木俊也君
情報管理課長	菊地浩君	市民課長	梶川義夫君

産業振興課長 小川 泉 君  
健康課長 志村 明子 君  
都市計画課長 稲毛 秀憲 君  
選挙管理委員会  
事務局 井上 昌弘 君

福祉部副参事 石嶋 洋平 君  
ごみ対策課長 中山 仁 君  
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和3年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく3点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてであります。

現在新規感染者数は低い水準で推移しておりますが、新たな変異株、オミクロン株や、これから気温が下がってまいりますと感染者数が増えてくるとの専門家の見解も発表されており、まだまだ予断を許さない状況が続くとともに、3回目の接種がスタートすることで医療従事者やエッセンシャルワーカーの皆様には引き続き大変お世話になります。また、全庁挙げてのコロナ対策を高く評価し、感謝申し上げます。

さて、国内で新型コロナウイルスワクチンの2回接種を完了した人の割合が全人口の75%を超え、2回接種完了率が先進7か国、G7で1位になったことが分かりました。高齢者の優先接種が始まった今年4月の時点では最下位でありましたが、政府、自治体、医療関係者らの懸命な取組で接種が加速しました。私ども公明党も、全国で接種事業の円滑化を推進してまいりました。接種率の向上に伴い、新規感染者数は低い水準で推移し、重症者数や死亡者数も減少が続いています。

英オックスフォード大研究者らのデータベース、アワー・ワールド・イン・データによりますと、国連人口推計を用いた各国比較で日本は11月14日時点の2回接種率が75.5%となり、それまでG7で1位だったカナダ、75.3%を抜きました。

一方、首相官邸のホームページによりますと、11月26日公表分の2回接種完了者は9,692万2,544人で、住民基本台帳を基に算出した接種率は76.5%、少なくとも1回接種した人は9,965万3,851人で78.7%となり、全人口の8割に迫りつつあります。また、65歳以上の高齢者では2回接種率は91.3%に上がっています。ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を防ぎ、感染拡大の抑制に貢献してきました。

厚生労働省の資料によりますと、接種歴別に10万人当たりの新規陽性者数、10月11日から17日を見た場合、未接種では7.0人でしたが、2回接種では0.9人ととどまりました。

先月9日には、新型コロナ対策を助言する厚生労働省の専門家組織が感染状況について、「多くの市民や事業者の感染対策への協力やワクチン接種率の向上等により、11月以降も全国的に新規感染者数の減少が続く、非常に低い水準となっている」との見解を示しています。

ワクチン接種が先行した海外では、接種率が6割を超えると伸び悩む7割の壁に直面する国もあります。日本は欧米に比べて接種状況が遅れていましたが、公明党の国会・地方議員が一体となり、現場の声を聴きなが

ら各地で接種事業の円滑化を推進。大規模接種会場の開設や打ち手の確保、接種会場までの移動が困難な高齢者への送迎などを後押ししてまいりました。

政府は、11月中に希望する人への2回接種をおおむね完了し、今月からはワクチンの効果を持続させるための3回目の接種を開始します。公明党の提案を受け、接種費用はこれまでと同様無料となります。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、これまでのワクチン接種の状況や実績について。

ア、12歳以上の市民に対する接種率について。

イ、在宅の認知症患者や重度障がい者等の接種状況について。

ウ、若者に対する接種促進対策について。

エ、アナフィラキシー等副反応の状況について。

オ、市民から寄せられた相談等への対応について。

②といたしまして、3回目の追加接種について。

ア、接種の予約受付体制や接種会場等、また、全体的な日程について。

イ、東大和市医師会との協力体制について。

ウ、キャンセル発生時や土・日曜日枠の拡大等、フレキシブルな接種体制について。

エ、1・2回目と異なる接種会場やワクチンに関する市の考え方について。

③といたしまして、12歳未満のワクチン接種の実施について。

ア、ワクチン接種の実施時期や接種体制について伺います。

次に、2点目といたしまして、高齢者の健康づくり推進の取組についてであります。

東京都の高齢化は急速に進行しており、令和12年、2030年には都民の約4人に1人が65歳以上の高齢者になる見込みです。また、今後団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることに伴い、要介護認定者数も増加すると見込まれています。

高齢期になっても社会生活を営むために必要な機能を維持するためには、運動機能や認知機能をできる限り維持することと、地域活動や就業など何らかの形で社会参加することにより高齢者の活力が生かされる社会環境が必要です。

そして、社会参加は、脳機能を活用し、認知機能を維持することに役立つだけでなく、身体活動量を増やし、運動機能を維持することにも効果があることから、高齢者の積極的な参加を促すため、活動の機会を増やすなど社会環境を整えることが必要であると考えます。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、自宅等における運動の状況について、高齢者にヒアリングやアンケートを行い、新型コロナウイルスによる影響の実態を調査することが、今後の対策を行う上でも重要であると考えますが、市の見解を伺います。

②といたしまして、スマートフォンやタブレット端末を活用した、健康管理や健康増進の取組について。

③といたしまして、高齢者を対象としたスマホ教室の実施状況や今後の展開について。

④といたしまして、認知機能の向上や社会参加を促進し、フレイル予防の効果が期待できるeスポーツを活用した体験講座の開催について伺います。

最後に、3点目といたしまして、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

マイナンバーカードの交付枚数が11月16日時点で5,000万枚を超え、全人口の39.5%に達しました。マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤構築に不可欠であります。

政府の目標は、2022年度末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡るようにすることです。このため、10月からは健康保険証として利用できるようにし、スマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載や運転免許証との一体化も進めています。こうした利便性の向上はマイナンバーカード普及に欠かせませんが、目標達成には取組を一段と強化する必要があります。

この点で注目したいのが、11月19日に決定した政府の経済対策に盛り込まれた新たなマイナポイント事業であります。公明党がさきの衆議院選で強力に訴えてまいりました。

マイナポイント事業は昨年も実施され、カードの普及率向上につながりました。今年4月末までにカードを申し込んだ人は、申請すれば12月末まで最大5,000円分のポイントを受け取れます。また、マイナンバーカードの普及率が高い自治体を調べたところ、上位の自治体では独自にポイントや商品券などを付与して普及を後押ししていました。

今回決まったマイナポイント事業は、カードの保有者や新規取得者に1人当たり最大2万円分のポイントを付与するものとなっております。具体的には、カードの新規取得者を対象に、登録したキャッシュレス決済サービスで利用した金額の25%、最大5,000円分をポイント還元する、またカードを健康保険証として利用できる手続をした人に7,500円分、マイナンバーと金融機関の口座のひも付けを行った人に7,500円分のポイントをそれぞれ付与されます。

加えて強調したいのは、消費喚起効果であります。コロナ禍で傷んだ日本経済を立て直すには個人消費を活性化させる必要があり、ポイントを付与する意義は大きいと考えます。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、令和3年10月末時点の本市におけるマイナンバーカードの交付状況について。

②といたしまして、交付率の向上に向けた更なる取組や課題について。

③といたしまして、普及促進するには、市独自の施策としてマイナンバーカードを取得している市民の方の利便性を高めることも必要であると考えますが、市の見解を伺います。

④といたしまして、今後マイナンバーカードを利用した本市の行政事務の効率化はどのような事が考えられるのか伺います。

⑤といたしまして、地域の活性化のために、マイナポイントを活用することについて市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、12歳以上の市民に対する新型コロナウイルスワクチンの接種率についてであります。令和3年11月29日時点におけます接種率につきましては、1回目の接種率が約84%、2回目の接種率が約83%となっております。

次に、在宅の認知症患者や重度障害者等の接種状況についてであります。在宅医療の方へのワクチン接種につきましては、東大和市医師会の御協力により、かかりつけ医の訪問診療等において対応しております。

なお、これまでの間、在宅療養の方から市に対し、ワクチン接種に係る御相談や御要望はございません。

次に、若者に対する接種促進対策についてであります。市では、市内接種会場の周知に加え、若い方に伝わりやすいSNSを活用し、国や東京都の大規模接種会場等を御案内いたしました。また、集団接種会場におきましては、20代等の若い方を主な対象として、キャンセルが生じた場合を含め、事前予約を不要とする接種を行い、接種の促進に努めました。

次に、アナフィラキシー等副反応の状況についてであります。集団接種会場におきましては、接種後の気分不快などの症状により医師の診察を受けた方がおりましたが、安静による経過観察で全員が回復され、帰宅されております。

なお、救急搬送事例が3回発生しましたが、いずれもアナフィラキシーではなく、手足の脱力など一過性の症状であり、その後軽快されたことを確認しております。

次に、市民の皆様から寄せられた相談等への対応についてであります。市のコールセンターにおきましては、ワクチン接種の予約や接種券に関する相談が主なものとなっております。また、早期の接種を希望する方には、市内での接種のほか、東京都の大規模接種会場を御案内するなど、相談内容に応じて適切に対応するよう努めております。

なお、接種券を紛失した場合の再発行や窓口での予約の代行につきましても対応をしております。

次に、3回目の追加接種に係る予約受付体制や接種会場と全体的な日程についてであります。国は、ワクチンの2回目接種からおおむね8か月以上経過した方を対象に3回目となる追加接種を行うことを決定しました。これを受け、市におきましては、国の通知等に基づき、現在追加接種の準備を進めているところであります。

接種に係る予約方法や会場の設定、全体的な日程に関しましては現在検討中ではありますが、これまでの実施内容を踏まえ必要な改善を図り、市民の皆様へ適切な周知を行うなど、安心して接種が受けられる体制づくりに努めてまいります。

次に、東大和市医師会との協力体制についてであります。市としましては、ワクチンの3回目となる追加接種につきましても、東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会など、関係機関との協議を進め、円滑な接種が実施できるよう協力体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、キャンセル発生時や接種枠の拡大などフレキシブルな接種体制についてであります。3回目接種におきましても、予約キャンセル等により生じた余剰ワクチンの廃棄を防ぐため、市の職員が代替で接種を受けるなどの対応が必要であると考えております。

また、接種対象者が増加する期間が見込まれておりますことから、接種日の追加など接種体制の拡充につきましても、関係機関との協議を今後進めてまいりたいと考えております。

次に、1・2回目と異なる接種会場やワクチンに関する市の考え方についてであります。3回目接種の接種券につきましても、2回目接種との間隔の誤りを防止するため、ワクチンの2回目接種から原則8か月以上が経過した後に送付することを予定しております。

1・2回目の接種につきましても、定められた接種間隔を守るため、市民の皆様にも同一の接種会場とすることをお願いしておりましたが、ワクチンの3回目となる追加接種につきましても、1・2回目接種と同一会場での接種をお願いすることは原則不要になると考えております。

1・2回目と異なるワクチンの接種につきましても、国の通知に基づき、今後関係機関と協議し、対応して

まいりたいと考えております。

次に、12歳未満の方へのワクチン接種の実施時期や接種体制についてであります。現時点におきましては実施時期等は未定であります。今後国が12歳未満の方へのワクチン接種を承認した場合には、国の通知に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の健康づくりに関する実態調査の重要性についてであります。高齢者の実態調査につきましては、75歳以上の奇数年の方を対象とする介護予防把握事業を毎年実施しており、基本チェックリストにより日常生活機能や栄養状況、心の状態などを確認しております。

基本チェックリストによる評価結果として生活機能の低下がうかがわれる方に対しましては、介護予防教室の受講等を勧奨し、また基本チェックリストが返送されない方に対しましては、高齢者見守りぼっくすなどにより個別の状況確認に努めているところであります。

高齢者の実態を把握することは、コロナ禍における健康への影響を推察し、対策を検討する上で重要となりますので、今後も継続していく考えであります。

次に、スマートフォンやタブレット端末を活用した高齢者の健康づくりに関する取組についてであります。現在市では、スマートフォン等を活用した取組は行っておりませんが、コロナ禍においてスマートフォンの利便性等が一層高まる中、高齢者に対するスマートフォンの操作講習会など、情報格差解消のための取組を始めた自治体もありますことから、引き続きその効果等について情報収集に努めてまいります。

次に、高齢者を対象としたスマートフォン教室の実施状況と今後の取組についてであります。市ではこれまで高齢者を対象としたスマートフォン教室は実施しておりません。高齢者がスマートフォンの操作方法等を学ぶ際は、販売事業者が実施する高齢者向けのスマートフォン教室や、東大和市シルバー人材センターで実施しているスマホ・パソコン教室等を利用されているものと認識しております。

今後の取組といたしましては、公民館においてスマートフォン講座の実施を予定しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、eスポーツを活用した高齢者向けの体験講座についてであります。現在市ではeスポーツに関する具体的な取組は行っておりませんが、高齢者がeスポーツに取り組むことで認知機能が向上するなどの効果が見られるといった研究結果もありますことから、引き続き情報収集してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてであります。令和3年10月末時点の当市におけるマイナンバーカードの交付状況につきましては、交付枚数が3万6,322枚で、交付率は42.6%であります。令和3年4月までにマイナンバーカードを申請した方へのマイナポイント付与を国が行ったことにより、8月頃まで交付数は大きく増加してはりましたが、その後は伸び悩んでいるところであります。

次に、交付率の向上に向けたさらなる取組や課題についてであります。さらなる取組につきましては、新たな申請者の掘り起こしを目的とする出張申請受付を行ってまいります。これは、市民センター等に職員が出張し、タブレット端末を活用しながら、申請手続がその場で行えるものであります。

課題といたしましては、マイナンバーカードの利便性を実感しづらいことと捉えておりますので、利点の一つである住民票等のコンビニ交付の周知に引き続き取り組んでまいります。

また、申請手続の煩わしさにつきましては、出張申請受付とともに窓口等で丁寧・迅速な対応に引き続き努めてまいります。

次に、マイナンバーカードによる利便性の向上についてであります。マイナンバーカードに係る市独自の

施策を導入する際には、市民の皆様が利便性が高まったと実感されるような施策を選択する必要があると認識しております。そのためには、他自治体の活用事例を調査し、当市にとって必要な施策を研究する必要があるものと考えております。

次に、マイナンバーカードを利用した今後の行政事務についてであります。マイナンバーカードを利用した電子申請は、厳格な本人確認が行えるという特徴があります。この特徴を生かし、今後より多くの市への申請や届出が書面・対面から電子申請へと置き換わることで入力に係る業務が削減されるなど、行政事務の効率化を図ることができるものと考えております。

次に、地域の活性化のためにマイナポイントを活用することについてであります。マイナポイントを活用した個人消費活性化策は地域経済の活性化につながり、有益であると考えております。

マイナポイントは、マイナンバーカードの普及促進に加えて、社会のデジタル化を加速する利点もあることから重要な施策と認識しております。

一方、マイナポイントを活用する事業を実施するためには財源が必要になることが課題となりますことから、これを踏まえて研究が必要と考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、公民館で予定をしております高齢者を対象としたスマートフォン講座について御説明をいたします。

この講座につきましては、おおむね60歳以上の方を対象に、令和4年2月頃に1回、上北台公民館で実施する予定であります。定員は15人で、販売事業者が用意したスマートフォンにより、講師であるスマホアドバイザーから基本的操作や写真の撮影等を学ぶことになっております。

今後、市報やホームページなどにより募集をし、参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1番のワクチン接種の状況や実績についてでございますけれども、本当に全庁挙げて取り組んでいただき、大きな問題もなく、安全に、そして安心して接種ができる環境を整えてくださり、改めて携わってくださっている皆様に感謝を申し上げます。

①につきましては、1点だけ確認をさせていただきます。

市民からの声で、集団接種の場合、駐車場台数が限られているため、駐車場所を探し、そこから歩いて向かうのが大変だったというようなお声を聞いております。例えば市役所からピストンバスを出すなどの手は打てなかったのかというようなことを私も聞いておったわけでございますけれども、その点について市の見解を伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 市では、市内公共交通機関の駅や市役所などからのバスによる集団接種会場までの輸送について検討いたしました。

路線バス等既存のバスとの併用は認められないこと、専用のバスを仕立てる必要があることなどの条件を踏まえ検討したところ、利用の見込み人数が把握できないことや費用対効果の点から、市役所などからのバスによる集団接種会場までの輸送については実施を断念したものであります。



以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。3回目の接種に関しましても、そのようなお声があったというのをまたお考えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、②に移ります。

3回目の追加接種について伺いますが、ワクチンの2回目接種から原則8か月以上経過した方が対象となることとありますけれども、報道などを通して、6か月経過すれば対象となり接種ができると思っている方が多く見られますが、その点についての御見解をお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 国の通知等によりますと、2回目の接種終了後、3回目となる追加接種は6か月以上の間隔を置くこととなっておりますが、予防接種実施要領では、3回目となる追加接種は原則として8か月以上経過してから接種することが定められております。

2回目接種終了から8か月以上の間隔を置かずに3回目の追加接種の実施を可能とする例外的な取扱いにつきましては、医療機関等においてクラスターが発生した場合のみとし、実施に当たっては市町村が接種の実施計画を策定し、事前に東京都を通じて厚生労働省に相談することとされております。

このことから、市では、2回目接種終了から原則8か月以上経過した方が3回目接種の対象となるものと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

では、3回目接種の全体的な日程のうち、開始の時期はいつ頃を見込んでいるのかお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 3回目の接種は、2回目の接種終了から原則8か月を経過した後とされております。

当市では、2回目の接種を5月29日から開始しておりますことから、8か月後は令和4年1月末に到来いたします。開始時期につきましてはまだ確定しておりませんが、8か月が経過する方を対象に接種券を送付し、令和4年2月上旬頃から接種を開始できるよう、接種会場、実施日など、東大和市医師会など関係機関と協議してまいります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

では、来年の1月末頃から接種券の発送を開始するということですが、3回目接種全体の人数はどれくらいを見込んでいらっしゃるのかお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 3回目の接種対象者につきましては、2回目接種を終えた方のうち18歳以上の方を対象としております。その方々が全員接種を希望した場合には約5万4,000人程度となるものと推測しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） では次に、3回目接種全体の年代ごとの順番をどのように想定しているのかお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 2回目の接種終了から原則8か月が経過した後から3回目の接種の対象となります。そのことから、1・2回目の接種とおおむね同様の順番になるものと見込んでおります。まずは65歳以上の方、次に基礎疾患をお持ちの方、その後64歳から55歳までの方、その後54歳から45歳までの方、そして44歳から18歳までの方の順番となるものと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 2回目接種完了からの接種期間は原則8か月以上ということですが、それに加え、無料接種となる期間について、現行来年2月末となっていたところを来年9月末まで延長することとなりました。これにより、来年2月以降に12歳になるお子さんや、2月以降に1回目、2回目を打つ方もこのワクチン接種が無料で受けられることが明確になったわけでございますけれども、その点についての市の対応についてお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 令和4年2月以降に満12歳になる方の接種につきましては、市内医療機関での個別接種で対応することなどについて、東大和市医師会と協議を行う予定としております。

また、令和4年2月以降に1回目、2回目の接種を希望される方につきましては集団接種会場で対応することなどについても、同様に東大和市医師会と協議を行う予定であります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） それでは、2回目接種以降に転入されてきた方への対応についてお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 2回目接種以降、市内に転入された方につきましては、3回目となる追加接種のため、接種券発行申請書（追加接種用）を市に申請することを御案内する予定としております。広報や周知につきましては、今後接種の実施体制の決定などを踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） それでは、学校や仕事で平日に休みが取りにくい方が多くいらっしゃいました。土日でないと接種が受けられないというようなお声を多くいただきましたけれども、土日枠の拡大や時間延長、土日のみ市民のキャンセル待ちでの対応などが検討されているようでしたら教えてください。

○健康課長（志村明子君） 3回目の接種となる追加接種の集団接種につきましては、現時点では土日に実施する方向で東大和市医師会等と調整を行っているところであります。

土日における定員枠の拡大や時間の延長、土日のみの市民のキャンセル待ちにつきましては、今後東大和市医師会との協議の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

---

午前10時 8分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ御検討のほうよろしくお伺いをいたします。

次に、1・2回目を集団接種で受けた方が3回目の追加は個別接種を希望した場合は、そちらで受けることができるのかどうかお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 3回目の接種となる接種場所につきましては、接種される方の希望により、市内におきましては集団・個別のどちらをも選択可能とする方向で東大和市医師会と協議を行う予定であります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひフレキシブルによりしくお伺いをしたいと思います。では最後に、3回目の追加接種の効果についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 3回目の追加接種により新型コロナウイルスに対する中和抗体価が増加するとされております。そのため、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化予防に効果があるものと認識しております。特に重症化リスクが高いとされる高齢者、基礎疾患を持つ方などに国は3回目の追加接種が勧められるとされております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。引き続き、この安全で安心して受けることができるワクチン接種体制の構築をよろしく願いをいたします。

次に、③12歳未満のワクチン接種につきましては、国の通知に基づいてこれはよろしく願いをしたいと思っております。

以上でワクチン接種に関しては終了をいたします。

続いて、2、高齢者の健康づくり推進の取組に移らせていただきます。

①についてまずお伺いをいたしますけれども、まずはこの基本チェックリストについて、改めてその内容と詳細についてお伺いをさせていただきます。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 基本チェックリストにつきましては、高齢者の生活機能に関するアンケートといたしまして、運動機能や栄養、心の状態などの質問項目により構成された質問票でございます。毎年度当初に75歳以上の奇数歳の高齢者で要介護・要支援認定を受けていない方を対象として実施しているところでございます。

以上になります。

○16番（荒幡伸一君） こちら、2年に一度、基本チェックリストによって確認をさせていただいているわけですが、特にこのコロナ禍で1年空白があることによってかなり変化が出てくるというふうに思われますが、いかがでしょうか。また、偶数年の方を対象とした取組などがありましたら教えてください。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 令和3年度分につきましては、まだ年度の途中ではございますが、調査結果といたしまして、対象となる方が重なる平成31年度と比較いたしますと、閉じこもり予防支援者の割合が約3割増加しておりまして、外出の抑制傾向が表れたのではないかと考えているところでございます。

なお、毎年度、奇数歳を対象として基本チェックリストを実施しておりますが、偶数歳の市民を対象とした事業につきましては現在実施のほうはいたしておりません。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） それでは、市長の先ほどの御答弁で、基本チェックリストが未返送の方に対しては、高齢者見守りぼっくすなどにより個別の状況確認に努めているというふうにありましたけれども、未返送の方々にこそ、このニーズがあるのではないかとというふうに思いますが、実際支援につながった例などがありましたら教えてください。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 基本チェックリストの未返送者に対する支援でございますが、個別の状況確認の結果といたしましては、思いのほか健康で生活されている方が多く見られるところでございますが、一定数の方につきましては支援が必要な方もいらっしゃるのも事実でございます。

令和2年度におきましては、高齢者見守りぼっくすの訪問によりまして、認知機能が低下されていた方をサービスにつなげるよう取り組んだ事例等がございました。

以上になります。

○16番（荒幡伸一君） 引き続き、きめ細やかな対応等、よろしくお願いをしたいと思います。

では、基本チェックリストの回収率について教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 基本チェックリストの回収率でございますが、直近の3か年では、平成30年度については90%、平成31年度は89%、令和2年度は90.1%となっております、市民の皆様の御協力の下、一定の水準を保っているところでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。1割の方が未返送だということでございますので、その辺の対応等が非常に重要かと思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

では、②に移りますけれども、他市の取組事例について把握されてるものがありましたら教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 他団体におけますスマートフォンなどを活用した取組事例についてでございますが、コロナ禍の影響もありまして、高齢者のスマートフォン等のデジタル機器への理解や関心は高まっているものと考えております。

それら高齢者の現状を踏まえましたスマートフォンの操作講習会など、情報格差解消のための取組を行っている自治体でございますが、例えば札幌市では、携帯電話会社と連携しまして、高齢者向けのスマートフォン教室を開催するとのことでございました。具体的には、講座と相談会を併せたイベントとして、複数の会場で本年11月中に約30回ほど開催とのことでありまして、定員以上の応募があったため、抽せんを行ったとのことでございます。

また、秋田県では、地域間の情報格差解消の狙いも含めまして、県内全25市町村で10月から高齢者向けのスマートフォンの操作体験会のほうを開催しているとのことでございます。

どちらの取組事例につきましても、基本的な操作方法が学べることでございますことから、高齢者の情報格差解消のための一助となっているものと考えます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

大切なことは、このコロナ禍で突然にやってきたこのリモート革命の中で明らかになった高齢者世代の情報格差、デジタルディバイドについて市としてどう捉えて、今後高齢者世代の情報格差の解消に向け、何にどのように取り組んでいくのかということであるかというふうに思います。

そこで、国などの調査を踏まえ、高齢者のICTの利用状況や、スマホ、タブレットなどデジタル機器の保有の現状について、市はどのように推測されているのかお伺いをいたします。

○情報管理課長（菊地 浩君） デジタル機器が日常的に存在し使いこなせる世代と比べますと、高齢者は知識不足やデジタル機器に触れてきた経験が少ない現状があると推測いたします。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 生活のこの質の格差にもつながることも危惧されるわけでございます。高齢者世代の情報格差の解消は喫緊の課題であるというふうに考えます。そのためには、まず高齢者の皆さんがSNS等を利用できるスマホやタブレット端末など、デジタル機器を保有することが必要になってくると思いますが、機器保有を拡大するために今何が課題で、どのような支援策が必要と想定しているのかお伺いいたします。

○情報管理課長（菊地 浩君） デジタル機器を使いこなす、つまり操作に慣れることが必要と思われま

のためには、スマートフォン教室などで高齢者がデジタル機器に触れ合う機会が増えることも必要と思われる。また、デジタル機器は個人で使うものであるため、市がどのような支援ができるかが課題であります。この点を踏まえて研究する必要があると思われる。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ前向きに研究をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、③について伺いをいたします。

スマートフォン教室についてでございますけれども、どの程度の方が利用されているのか、把握されているようでしたら教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 販売事業者のほうで実施をしております高齢者向けのスマートフォン教室につきましては、その実績についての把握のほうはしてございません。

なお、東大和市シルバー人材センターで実施をしておりますスマホ・パソコン教室につきましては、コロナ禍によりしばらくの間、予約の受付自体を実施されていなかったとのことでございますが、本年10月から予約のほうの受付を再開されたとのことで、11月末までの間にスマートフォンの講座につきましては3件申込みがあったとのことでございました。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では次に、上北台公民館で来年の2月に高齢者を対象としたスマートフォン講座を実施する予定と先ほど教育長の御答弁にございましたが、ほかの公民館などで検討していることがありましたら教えていただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館におけますスマートフォン講座についてでございますけれども、現時点では上北台公民館以外での実施は検討していないということでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひほかの会館でも検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

高齢者にもスマホは現在普及しているものの、ガラケーと同程度の使い方にとどまっている人もいるというふうに推測をされます。スマホを使いこなすことで、コロナ禍でも遠くにいる家族や友人と対話アプリLINE等でメッセージをやり取りするなどしてつながる楽しさを知ってほしいというふうに思いますし、コロナ対策で行政手続のオンライン化が進む中で、さらに電子申請の範囲は拡充していきます。高齢者にもデジタル化が進めば、行政サービスの受け手として利便性が高まります。

また、デジタル機器の利用者が増えて市役所を訪れる人が減れば、感染対策になるだけでなく、デジタル化が困難で窓口を利用せざるを得ない人により丁寧に対応できるようになるのではないかとというふうに考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） デジタル機器を使いこなせる高齢者が社会的に孤立することのないように、市としましても、どのようなサービスが適切かについて今後も研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、④について伺いをいたします。

eスポーツは、フレイル予防に重要な社会参加を促すツールとしても注目されていますが、この点について市の見解をお伺いいたします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 一般的にフレイルとは、加齢により体や心の働きですとか社会的なつながりが弱くなった状態を指す言葉として使われておりますが、フレイル予防の一つに趣味などの社会参加が挙げられるところがございます。

eスポーツに関しましては、対戦相手とゲーム内容を競い合う場合におきましては、人と交流し、楽しむといった社会的なつながりを生む効果が見込まれるのではないかと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 効果は大きいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

eスポーツは、年齢や障害の有無に関係なく、全ての人が輝けるバリアフリースポーツとして、また認知機能の維持や孤立解消のツールとしても注目されています。デジタルを身近に感じ、コロナ禍で生じた健康不安や周囲との交流減少といった特にシニアには対応が難しい課題をeスポーツで解消しようとの取組が広がっております。

神戸市は、企業と連携して介護施設での実証実験を開始し、健康効果の検証や交流促進に向けた取組を進めており、施設や自宅でオンラインでつながって楽しめる新たなコミュニケーションツールとして活用し、ITリテラシーを身につけてもらうきっかけにしたいと取り組んでいるところでございます。

そこで、高齢者支援としてのeスポーツについての市の見解をお伺いいたします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 高齢者支援としてのeスポーツについてであります。社会的なつながりという点におきましては、新たなコミュニケーションツールとしての可能性があるのではないかと考えております。

一方、高齢者支援としての取組といたしましては、一部の自治体での取組が始まっているところではございますが、その動向や効果につきましては今後明らかになっていくものではないかと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） こちらのeスポーツも大変に注目をされているところでございますので、ぜひこちらも前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

eスポーツが高齢者にもたらす効果について伺いますけれども、認知機能が向上する等の効果については具体的にはどのような研究結果が出ているのか、分かる範囲で教えてください。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） eスポーツが高齢者にもたらす効果についてであります。島根大学の調査結果によりますと、eスポーツで対戦ゲームを実施いたしました70歳前後の男女高齢者20人につきまして、心拍数の上昇ですとか、実際のスポーツをしたときと同程度のほどよい緊張感や活気を覚えたとのアンケート結果が得られたとのことでございます。

一般的にeスポーツにつきましては、対戦相手とゲーム内容を競い合う場合に、人との交流を楽しむといった社会的なつながりを生む効果と、ゲームそのものによる脳の活性化といった効果などから、認知症の予防効果が期待されるとのことでございますが、その効果の検証につきましては今後引き続き行われていくものではないかと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

eスポーツは、従来若年層が中心に楽しまれてきましたが、高齢者の間でも介護予防や健康維持、認知症予

防につながるとして、シニアにも裾野が広がってきております。実際にeスポーツ、健康ゲームは、介護施設や自治体の健康教室などへの導入が行われており、入居者や地域住民から喜びの声が上がっているようです。

私も、コロナ禍の前になりますけれども、伺ったことがあるのですが、東京ビッグサイトで定期的に開催されている東京ケアウィークにて、来年の3月の介護予防総合展の中においてeスポーツ・健康ゲームゾーンというのが新たに新設されるようでございます。勉強しに行つてこようというふうに思っておりますけれども、人生100年時代をいかに健康に楽しく生きるかが重要な課題となっておりますので、ぜひ前向きに検討していただくことを要望させていただいて、次の項目に移らせていただきます。

次に、3、マイナンバーカードの普及促進についてでございます。

①マイナンバーカードの交付状況についてでございますけれども、近隣他市と比較して、当市の交付状況について教えていただけますでしょうか。

○市民課長（梶川義夫君） 近隣他市との交付状況の比較でございますが、多摩26市で比較したものとしてお答えさせていただきますが、10月末時点では26市の中で交付順位は当市は8位となっております、上位につけている状況であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、近隣他市の状況を市としてどのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○市民課長（梶川義夫君） 多摩26市の同時期の交付状況の平均は41.3%でございます。全国平均を取ってみても39.1%というふうに捉えておりますが、当市は42.6%でございますので、他市につきましても様々交付率の向上に努められているというふうに認識してございますが、当市についてはいずれの平均も上回っているところでございます。

今後も引き続き交付率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお願いをいたします。

次に、②交付率の向上について伺いますけれども、先ほどの市長の御答弁に、新たな申請者の掘り起こしを目的とした取組として出張申請受付を行うということでもございましたけれども、すばらしい本当取組だというふうに期待をしているところでございます。

ほかに交付率向上に向けた取組についてお考えのことがありましたら教えていただけますでしょうか。

○市民課長（梶川義夫君） 現在国のほうで進めております健康保険証機能の付加につきまして、10月20日からマイナンバーカードが健康保険証として使えるように本格稼働されたところでございます。

これに伴いまして、市でも周知に努めるとともに、マイナンバーカードへの健康保険証機能の初回登録につきまして、関係部署におきまして窓口案内や登録への支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） より丁寧によりしくお願いをしたいと思います。

国は、令和4年までにおおむね全ての国民がマイナンバーカードを所有することを目指しておりますが、交付率がなかなか上がらないのが現状でございます。市として課題をどのように捉えているのか、改めてお伺いいたします。

○市民課長（梶川義夫君） 交付率向上の課題でございますが、先ほど市長答弁でもございましたが、課題とい  
たしましては、やはり一つにはマイナンバーカードの利便性を実感しづらいというような点を捉えております。  
この利便の一つでございます住民票等のコンビニ交付につきまして、引き続き周知等に取り組んでまいりたい  
というふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 10月1日時点でのマイナンバーカードの交付率の上位団体を調べてみたんですけども、  
少し紹介をさせていただきたいと思います。

まず、1位が石川県の加賀市でございまして、70%に達しております。こちらは「かが応援商品券」5,000  
円分というような付加価値をつけてるものでございます。2番目が高知県の宿毛市で67.7%、こちらも地域振  
興券5,000円分をつけてるものでございました。3位が宮崎県の都城市で65.3%、こちらも「都城市地域通貨」  
として7,000円分と、温泉ポイントが毎日2倍つくというものでございます。4位が兵庫県の養父市で64.6%、  
こちらはクーポン券2,000円分がつくということです。5位が石川県の珠洲市で61.3%、市内共通商品券が  
5,000円分つくというものでございます。6位が愛媛県の大洲市で60.7%、こちらが「おおず買物等割引チケ  
ット」が7,500円分つくというものです。7位が高知県の四万十市で56.9%、こちらも地域振興券が5,000円分  
つくというものです。8位が福岡県の行橋市で55%、「ゆくはし応援商品券」が5,000円分つくというもので  
す。9位が三重県いなべ市で53.8%、こちらは「いなべ市プレミアムポイント」が最大5,000円分、プラス  
「WAON」の独自、最大2,000円分つくというものでございます。10位が兵庫県の三田市で52.5%、印鑑登  
録証明書や図書カードとして利用が可能だということでございます。

それぞれ付加価値をつけておりますが、その点についてのお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） マイナンバーカードに市独自の付加価値をつけるという他市の取組は、交付率  
向上に効果があるものと認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひその点についても前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

次に、③について伺います。

マイナンバーカードを取得することの活用メリットについて改めてお聞かせください。

○情報管理課長（菊地 浩君） 身分証明書としての利用のほかに、オンラインでの行政手続、コンビニでの住  
民票の取得などがございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） オンラインでのこの行政手続の内容について、具体的に教えていただけますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 国からは、子育て関連の手続や介護関係の手続について、マイナンバーを用い  
たオンライン接続を検討するよう求められております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 健康保険証としての活用も始まっておりますけども、その際の活用メリットについて  
お聞かせください。

○情報管理課長（菊地 浩君） 転職、結婚、引っ越しにおいても、健康保険証の発行を待たずに保険者での手



続が完了次第、マイナンバーカードでの医療機関、薬局を利用できることとなります。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） 病院としては、患者側は受付がスムーズになるほか、高額療養費制度を利用する際、この手続をしなくても限度額を超える一時的な支払いが不要になるようでございます。また、病院側は事務負担を大きく減らせます。患者の同意が得られれば、医師らは特定健診の結果や治療、処方薬の履歴を閲覧でき、医療の質の向上につながります。

一部の病院、薬局などで先行して実施されていた取組が本格運用されるようになりました。事前に利用登録した患者が病院や薬局の受付で専用の顔認証付き読み取り機にカードをかざせば、病院、薬局側は健康保険資格を自動で確認できるようになるものがございますけれども、当市でこの専用読み取り機を導入している病院や薬局がどれぐらいあるのか把握されているようでしたら教えてください。

- 情報管理課長（菊地 浩君） 11月28日現在の厚生労働省のホームページによりますと、病院3か所、歯科医院1か所、薬局3か所でございます。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） まだまだ導入が進んでいないというのが現状だというふうに思います。

次に、救急の搬送時にマイナンバーカードを活用する実証実験も始まるようございますけれども、現在把握されているようなことがありましたら教えてくださいませんか。

- 情報管理課長（菊地 浩君） 総務省消防庁は、令和4年4月以降、複数の自治体で実証実験を始める方針とのことでございます。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） 次に、普及促進のための独自施策について、他の自治体の活用事例を把握しているようでしたら教えてください。

- 情報管理課長（菊地 浩君） 豊島区の図書館では、マイナンバーカードによる図書館資料の貸出サービスが受けられます。また、他県の自治体では、職員の出退勤管理に利用している自治体も見受けられます。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） それでは、改めて、市民の利便性が高まる施策についての御見解をお伺いさせていただきます。

- 情報管理課長（菊地 浩君） 市長の御答弁にもありましたが、マイナンバーカードに係る市独自の施策を導入する際には、市民の皆様の利便性が高まったと実感されるような施策を選択する必要がありますので、他自治体の活用事例を調査し、当市にとって必要な施策を研究する必要があると考えております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、④について伺いますが、今後マイナンバーカードを利用した当市の行政事務の効率化はどのようなことが考えられるのか、改めてお伺いをいたします。

- 情報管理課長（菊地 浩君） マイナンバーカードを利用した電子申請では、市への申請や届出が書面・対面から電子申請によるものへと置き換わることで、入力に係る業務が削減され、行政事務の効率化を図ることができるものと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） マイナンバーカードを活用した電子申請はあまり利用されていないように感じますが、市の見解はいかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） マイナポータルへの登録に対する理解があまり得られていない実態があり、それが利用実態が進まない要因の一つになっていることが考えられます。

また、マイナンバーカードの利便性は、コンビニでの証明書発行に関しては理解が進んでいると思われすが、他の用途ではあまり得られていないように思われます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） そこで、このマイナンバーカードの普及促進を高めるために市独自の施策が必要というふうに思われますが、いかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 市独自の施策を導入する際には、市民の皆様が利便性が高まったと実感されるような施策を選択する必要があります。そのためには、他の自治体の活用事例を研究する必要があります。必要な財源についても国からの助成が得られないか等について研究する必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時47分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

次に、⑤について伺いをいたします。

マイナンバーカードの普及促進を高める方法の一つとして、マイナポイントの活用を推進すべきというふうに考えておりますが、その点についていかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） これまで国が実施していますマイナポイントを活用した個人消費活性化策は、地域経済の活性化につながり有益であると考えられています。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 有益であると思いますので、ぜひお願いをしたいと思うのですが、これまでのマイナポイントの活用は、市民の皆様あまり周知されていない部分もあるのではないかとこのように思います。市の見解を伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） マイナポイントは、特定の電子マネーやQRコード決済で一定金額をチャージしますと一定割合でポイントがもらえる仕組みですが、マイナポイントへの設定方法は電子マネーやQRコード決済によって異なるため、戸惑う方もいらっしゃるようであります。そのため市では、市民ロビーで設定手続のサポートを行っております。

また、市民の皆様への周知は市報やホームページでPRしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ丁寧に周知等お願いできればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、国では、さらなるマイナンバーカード普及や消費喚起を促す目的で新たなポイント付与も検討して

おりますが、マイナポイントの活用は地域の活性化にますます必要になると思われますが、改めて市の見解を伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） マイナポイントの利用促進は、消費喚起を促すだけでなく、社会のデジタル化を加速する利点もあることから重要な施策と認識しております。

これからも国の動向を注視しながら、必要な財源についての研究も併せて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひぜひ前向きに御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

総務省のマイナポイント活用官民連携タスクフォースの一員として制度の検討に携わってこられた森・濱田松本法律事務所の増島弁護士は、「消費喚起策としての現金給付は、貯蓄に回る場合が多いが、ポイント給付はデジタルマネーとして決済事業者のアカウントにひも付けされるため、そのほとんどが消費に回り、高い経済効果が期待できる。キャッシュレス決済に苦手意識のある高齢者やこれから社会に出る未成年者に、その便利さを実際に体験してもらう機会としても重要だ。」と。「自治体マイナポイントは、子育て・高齢者支援など地域の課題解決へ応用することができ、地方創生の有効な施策になる。自治体の創意工夫でさまざまなプロジェクトを提案することができる仕組みになっている。各自治体が知恵を絞って効果的なプロジェクトを考えてもらえるとよい。」というコメントをしております。

地域の活性化のためにもさらに知恵を絞っていただくことを期待して、今定例会での一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 次に、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。令和3年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず、1番といたしまして、シニア世代の情報格差についてお伺いをいたします。

①といたしまして、シニア世代の情報格差についての市の認識は。

②といたしまして、シニア世代の情報格差によるITリテラシーについての市の認識は。

③といたしまして、シニア世代の情報格差解消に向けた市主催講座の現状について。

④といたしまして、公共施設のWi-Fi導入の課題と今後の予定は。

⑤といたしまして、シニア世代へのスマートフォンを含むデジタル機器の貸し出しについての市の認識と、他の自治体の現状と課題はをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、健康長寿社会の実現に向けたオーラルケアの実践についてをお伺いをいたします。

①といたしまして、コロナ禍における市民の口腔の健康に関する現状と課題は。

②といたしまして、正しいオーラルケアを推奨することの効果についての市の認識は。

③といたしまして、小・中学校におけるフッ化物洗口の実施についての現状と課題、今後の予定について。

④といたしまして、口腔の健康に向けた令和4年度の取り組みについてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、シニア世代の情報格差についてであります。近年、情報通信技術の急速な発展や生活様式の多様化などに伴い、インターネット環境を活用した新たな広報手段が数多く生まれ、若年層を中心に広く活用されているところです。

こうした状況の中、市では令和2年度に市公式LINEの活用を始めるなど新たな取組を行いますとともに、併せて比較的年齢層の高い市民の皆様へ支持されている市報などの紙面による広報の内容を充実することなどにより、世代間の情報の格差が生じぬよう努めております。

次に、シニア世代の情報格差によるITリテラシーについてであります。シニア世代はデジタル機器を日常的に使いこなせる世代に比べ、操作に不慣れな状況があると認識しております。その理由としまして、デジタル機器に触れる機会が少ないことなどがあると認識しております。

次に、シニア世代の情報格差解消に向けた市主催講座の現状についてであります。現在公民館におきまして、情報格差解消を目的に高齢者を対象としたスマートフォン講座を予定しているところであります。

次に、公共施設のWi-Fi導入の課題と今後の予定についてであります。現在のところ、Wi-Fi導入は中央公民館で実施しておりますが、光回線及びWi-Fi利用に関する経費が課題であると認識しております。このことから、他の公共施設へ設置する予定はありません。

次に、シニア世代へのデジタル機器の貸出しについての市の認識と他の自治体の現状等についてであります。シニア世代の情報格差を解消する施策としましては、スマートフォンなどのデジタル機器の貸出しやスマートフォン講座の開催等の取組があると認識しております。

高齢者へスマートフォンを貸与している他の自治体の事例を把握しておりますが、スマートフォンは個人的に使用されるものでありますことから、市としましては公費負担の必要性等、課題であると認識しております。

次に、コロナ禍における市民の口腔の健康に関する現状と課題についてであります。令和2年度の歯科保健事業につきましては、多くの事業におきまして利用者が減少しましたことから、外出自粛による影響が少なからずあったと認識しております。また、外出自粛に伴う歯磨きの回数や会話の減少により、口腔機能の低下など、口腔の健康リスクが高まっている状況もあるものと推測されております。

課題としましては、コロナ禍にあっても定期的な歯科健診を受けることの重要性について市民の皆様へ周知・啓発していくことが必要であると考えております。

次に、正しいオーラルケアを推奨することの効果についてであります。口腔ケアにつきましては、歯磨きのほかに口腔内の清掃として義歯の手入れや舌のケアなどがあり、顔面の体操や唾液の分泌を促すマッサージなども口腔機能の維持に必要とされております。

歯科健診などの市の歯科保健事業におきまして、口腔ケアの正しい方法を推奨していくことは市民の皆様の健康の増進に効果的であると考えております。

次に、小・中学校におけるフッ化物洗口についてであります。小・中学校におけるフッ化物洗口などのオーラルケアの取組につきましては、学校歯科医と協力し実施しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、口腔の健康に向けた今後の取組についてであります。口腔機能の低下を防止し、口腔の健康を維持していくことは、健康寿命を延ばすための重要な要素の一つであると考えております。

口腔の健康は全身の健康に大きく寄与しますので、市としましては、東大和市歯科医師会など関係機関と連携、協力し、歯科健診などの歯科保健事業におきまして口腔ケアの重要性について啓発を図るとともに、正しい口腔ケアの推奨の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小・中学校におけるフッ化物洗口についてであります。小・中学校におきましては、給食後の歯磨きの実施、また一部の学校においてフッ化物洗口を実施しております。

なお、現在は新型コロナウイルス感染防止の観点から取組を中止しているところではありますが、今後は取組の充実を図ってまいります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきたいと思っております。

それでは、シニア世代の情報格差ということで幾つか質問させていただきますが、世界で見ると、デジタル化の進みが早い国ほどシニア世代と若者世代のスマートフォンの保有率に関する世代間格差は小さく、デジタル庁が発足した際も大臣が言っていました。高齢者が取り残されない社会、誰もが取り残されない社会にすることは国のデジタル施策の推進の基本であるというふうに考えています。

そこで、東大和市におけるスマートシティ推進と、行政サービスのデジタル化に向けた動きについての現状と課題と今後について教えていただければと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） I o TやA I、R P Aを活用して自治体や地域の課題を解決し快適性や利便性を向上させるスマートシティは、現在官民一体となって取組が進められております。

当市におきましても、これまで人手で行ってききました業務をI o T技術が行うことやA Iを活用した問合せ対応、翻訳を研究するなど、少しずつではありますが検討を始めているところであります。

しかし、スマートシティは、インフラやサービスだけでなく、あらゆる行動が可視化される懸念や、先進技術の構築に係る多額のコストが課題と考えられます。

今後の取組につきましては、こうした社会情勢を注視しながら当市の業務に生かせる方策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

行政のデジタル化と並行して、シニア世代を対象とした情報格差の解消が大切と捉えますが、市が考える現状と課題についての認識と、課題解消に向けた取組についてはどのような認識を持っていらっしゃるかを教えてください。

○情報管理課長（菊地 浩君） シニア世代の方々は、デジタル機器を日常的に使いこなせる世代に比べまして

慣れていない現状があると認識しております。そのため、情報に対する認知や情報リテラシーが他の世代より低いと予想され、それゆえに漠然としたデジタル社会への不安感からICT利用を敬遠してしまうというサイクルが想定されています。

課題解消に向けた取組としましては、シニア世代を対象としてデジタル機器の利用に関して理解を深めてもらう必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

併せて、情報格差によるITリテラシーの観点から、具体的には情報を正しく使うための能力と、スマホやパソコンを操作する技術や知識、ネットワークセキュリティーのこの3つがシニア世代には必要と捉えますが、市の認識を教えてください。

○情報管理課長（菊地 浩君） シニア世代におきましてもデジタル化は進んでおりまして、スマートフォンやSNSを利用される方は増加しております。これまでシニア世代の情報リテラシーは使いこなせることを優先した操作リテラシーであったように思われます。これからは、シニア世代の一人一人が必要な情報とは何かを認識すると同時に、個人情報に関するリスクなども理解を深める必要があると思われます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

シニア世代の社会のデジタル化に関するアンケートの中で、デジタル化で期待する分野の一番は行政サービスと医療とヘルスケアの期待が圧倒的に大きく、併せてシニア世代は、続いて防犯・防災の安全、そして福祉・介護といった日常生活に密着している内容が多く、シニア世代のスマートフォンの保有率は、特に最近70歳以上の方の伸びが著しく、デジタルを使える人は満足度を向上させ、デジタルを使えない人はその恩恵にあずかれる機会を失っているといった、先ほどもお話ありましたがデジタルディバイド、情報格差が拡大することは行政にとっても大変ゆゆしきことであるというふうに捉えております。

そこで、先ほど前質問者のほうから市の講座のほうで伺いましたので、上北台のほうで来年ということでしたが、それからぜひ行政のほうから、こういった形で市の講座も含めてぜひシニア世代の情報格差の解消に向けた取組を引き続き続けていただきたいというふうに思いますので、こちらはぜひ要望させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

併せて、シニア世代のスマートフォンやPCの機器の普及率と併せて、ぜひ情報格差に向けたデジタル機器の貸出しについて、市の認識と今後の取組を教えてください。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） シニア世代のスマートフォンなどの普及率の現状でございますが、総務省のほうで公表しております情報通信白書平成3年版によりますと、スマートフォンの情報通信機器につきましては、20歳以上のうち約77%が利用されておまして、20代から40代までが95%以上、50代でも90%が何かしら利用しているのに対して、60代は約7割と利用率が落ち込み、70代以上では約4割の方が利用していると回答している一方で、6割弱の方が利用していないとの回答でございました。

情報格差解消に向けたデジタル機器の貸出しについてであります。70歳代以上でスマートフォンを利用しない方の理由といたしまして、自分の生活に必要なと思ひている、どのように使えばよいか分からない、詐欺被害などのトラブルに遭うのではないかと不安などの回答が寄せられたとのこととございました。

これらの高齢者が抱えている不安などを解消するためのスマートフォン講座などの取組を併せて実施するこ

とが必要ではないかと認識しておりますが、市におきましてはデジタル機器の貸出しに関する取組については現在予定のほうがないところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど、マイナンバーカードの交付率が1位であった石川県の加賀市さんは大変こういう取組を熱心にされているところで、2020年11月の頃に公募で各自治体に総務省がデジタル弱者シニア世代の1,000万人に講習会を開催するという目的で、デジタル活用支援員の制度によりシニア世代のデジタルディバイド対策を講じてきた自治体もありますので、来年度予算の中でデジタル庁からもシニア世代に向けた自治体へのデジタルディバイド解消の取組があると思いますので、ぜひ情報収集を取っていただいて、使えるものはぜひ使っていただいて、取組をしていただければというふうに思います。

先ほど、貸出しの件でお話ありましたが、具体的な取組の例がもしありましたら、ちょっと近隣で教えていただければと思います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 答弁の前に、今先ほど御答弁させていただきました私の答弁の中で、情報通信白書「平成3年版」とちょっと言ってしまいましたが、「令和3年版」の誤りでございます。訂正させていただきます。

高齢者の情報格差の解消に向けたほかの自治体の取組でございますが、東京都の渋谷区のほうでは、通信会社と共同で高齢者の情報格差の解消による生活の質、QOLの向上を目的としましたスマートフォンを無料で貸し出す実証事業のほうを令和3年9月から実施を始めたとのことでございます。

渋谷区が募集をいたしました65歳以上でスマートフォンを保有していない区民約1,700人を対象に無料で貸与するとともに、スマートフォンの勉強会ですとか専用コールセンターの開設による活用支援、防災や健康に関するアプリケーションの利用による生活の質の向上のサポートを実施するとのことでございました。その上で、スマートフォンの利用情報から得られるデータを活用して、高齢者のスマートフォン利用を促進するための課題を抽出して、さらなる情報格差解消に向けた取組に生かしていくとのことでございます。

課題といたしましては、先ほど市長の答弁でもありましたが、スマートフォンは個人的に使用されるものがありますことから、市としての公費負担の必要性ですとか、高齢者の方がスマートフォンを使いこなせるようになるまでのハードルが一定程度あること、あとは事業に係る経費などが考えられるところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。幾つか答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後に、先ほどの御答弁にもございましたが、70代以上の方でスマートフォンを利用していない理由であった幾つかの中で、個人情報の漏えいを気にする方が大変多くいらっしゃるというふうに伺っています。誰一人として取り残さないデジタル社会を目指すには、デジタル化の効果の実感の創出のみならず、丁寧な意識啓発が行政にはその際には求められるというふうに思っています。

デジタルディバイド、情報格差がシニア世代に減っていくことは、行政サービスにおける適切な施策を正しくお伝えすることにもつながりますので、デジタル弱者をサポートする社会の仕組みの整備と併せて、できましたら市の主催による積極的な講座をあと複数回通じて、せっかく東大和市が行政のサービスのデジタル化に力を注いでも、市民の皆様、特にシニア世代を含む全ての市民がそうした取組の恩恵を受けられる基盤をぜひ築くためにも、より一層の取組を要望させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思

います。

1番については終わりたいと思います。ありがとうございました。

2つ目の健康長寿社会に向けたオーラルケアのほうに移らせていただきたいと思います。

口腔衛生状態は全身の健康に影響、適切な歯磨きの習慣こそ免疫力や健康を保つ鍵というふうに言われています。虫歯や歯周病、口臭に不安を抱きつつ、コロナ禍において歯科医院への通院を控えている人は約5割近くもいるというふうに言われています。口腔衛生状態は全身の健康にも影響し、うがい・手洗い習慣と同様に適切な歯磨き習慣は免疫力や健康を保つ鍵であります。この時期であるからこそ、おうちでできるセルフケア、オーラルケアについて新たに見直していく習慣にしていくことがまず大事だというふうに思います。

また、知らずのうちに進行していく歯周病の中には、自分が歯周病であることに気づかずに、初期の段階では自覚症状も進んでいないまま歯医者に行かずに、特に30代から60代の罹患率が大変高くなっているというふうに言われています。コロナ禍における口腔の健康状態について、何か変化等あれば、また何か捉えていることあれば教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） コロナ禍の影響としまして、歯科保健事業の利用者が減ったことにより、正しい歯磨きや口腔ケアなど口腔に関する健康教育の受講者も減少しております。

課題としましては、歯周病や虫歯などになる方の増加が懸念されますことから、市公式ホームページなどの情報媒体を活用して、コロナ禍にあっても定期的に歯科健診を受けることの重要性及び歯と口腔の健康に関する情報提供を行うなどの啓発が必要であると考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

痛いとか、例えば熱があったりすると、寝れば治るというのがありますけど、虫歯や歯周病というのは自然に治るわけではないということは分かっているながらも、なかなか敬遠してしまう流れがあるなというふうには捉えています。また、過度な受診控えは健康リスクを高めることも非常に大きいというふうに言われています。

その中で、正しいオーラルケアを推奨することの効果について市の認識を教えてください。

○健康課長（志村明子君） 正しい口腔ケアを推奨することの効果としましては、まず口腔内の効果としまして、歯磨きでは自分に合った歯ブラシや歯磨き剤を選ぶこと、歯ブラシの持ち方や動かし方、磨く回数、歯を磨く順番、前歯、奥歯など歯の部位ごとの磨き方など、歯磨きを正しく行うことで磨き残しを防ぎ、歯垢を取り除く効果があります。また、歯ブラシの毛先が届きにくい歯と歯の間にデンタルフロスや歯間ブラシを使うことや、舌の上についた汚れを舌ブラシで取ることで口腔内をさらに清潔に保つことができます。そして、義歯の手入れとしまして、毎食後に流水で洗うことで義歯に付着する食べ残しへの細菌の繁殖を防ぐことができます。これらの口腔ケアを正しく行い、口腔内をきれいに保つことは、虫歯や歯周病の予防に効果があります。

また、口腔ケアを推奨することの身体的な効果としましては、虫歯菌や歯周病菌は唾液や食べ物と一緒に毛細血管などから体内に入り込み、動脈硬化を進行させたり糖尿病を誘発させるなど、全身に悪い影響を与えていると言われております。そのため、口腔内を清潔に保つことは全身の健康を保つことに効果があるとされております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。



また、小・中学校における歯磨き指導や口腔の健康に関する講話等、具体的な実施内容についてこれまでのものがありましたら教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校におきまして取組の詳細は異なりますが、児童を対象に学校歯科医の先生による講話を行っている学校もございます。講話の内容といたしましては、歯科医の先生が御用意した動画で歯に関することを楽しく学ぶとともに、ブラッシング指導におきましては、感染症予防に配慮いたしまして、先生が模型で説明し、子供たちはエア歯ブラシで体験することなどを行っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。定期的に質問させていただいていますので、今の取組は大変ありがたいというふうに思っています。

具体的な効果、虫歯の罹患率が減ったなどの詳細がもしありましたら教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 具体的な効果でございますが、治療済みを含めてということになります。虫歯の罹患率につきまして、小学生は平成30年度が49.4%、31年度が46.5%、令和2年度が44.7%、中学生におきましては平成30年度が55.6%、平成31年度が39.9%、令和2年度が39.7%となっており、若干ではございますが、よくなってきているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。大変よくなってきているということで、若干でございますが、少しずつでも上がってきているというのは非常にいいことだと思いますので、継続してお願いしたいかなというふうに思っています。

また、小学校、特に小・中学校における保護者への情報提供、口腔の健康維持やかかりつけ歯科医を持つことなどの実施の現状について教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 毎年学校の定期健康診断におきまして、歯科医院での治療や相談が必要な場合にはお知らせをさせていただいているところでございます。また、6月4日から10日は歯と口の健康週間となっておりますので、学校の保健だより等におきまして定期的な歯科健診などの周知を行うなど、意識啓発に努めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ保護者の皆様に、特に低学年には磨き残し等がありますので、保護者への情報提供等が非常に大事だと思いますので、継続してどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

あと2つですね、小・中学校におけるフッ化物洗口の実施について、現状と課題、また今後の実施の拡大等、要望してきたこともありますが、教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在は新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施はしてございませんが、フッ化物洗口につきましては市内の小学校2校で実施をしておりました。

現状、実施校の罹患率が低いという結論には至ってはおりませんが、実施校におきましては歯科受診率が未実施校よりも高く、意識啓発につながっていると捉えております。

実施校の拡大につきましては、各学校や学校担当の歯科医の先生と調整して今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

歯科受診率が未実施校よりも高いということ、非常に意識啓発につながっているということでありたいかなというふうに思っています。イコールかかりつけ医を恐らく持っていただいて、きちんと定期的にやっただいてるんだなという結果だと思いますので、引き続きお願いしたいかなというふうに思っています。

また、コロナウイルスの観点で実施をしていないということですが、今、正しいがいの仕方ということで、感染を予防できる方法というのも公表されていますので、そちらで子供たちに教えながらも継続して取組ができるようにぜひ御検討いただければというふうに思います。

最後に、口腔の健康に関する令和4年度の取組の詳細を教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） 口腔の健康に関する今後の取組についてであります。口腔の健康は全身の健康に大きく寄与することについて、市公式ホームページ等、情報媒体を活用し、正しい口腔ケアの具体的な情報提供とともに、コロナ禍にあってもかかりつけ歯科医の下で定期的に歯科健診を受けることの重要性の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、幅広い世代を対象とし、対象ごとに重要なテーマで健康教育を実施するため、東大和市歯科医師会と協議し、令和3年度から歯周病予防講演会を歯と口腔の健康に関する講演会として事業名を変更し、実施しております。今後も歯と口腔の健康に関する講演会を引き続き継続してまいります。

さらに、幼児歯科健康診査におきまして、歯科の診察結果を記録する連絡ノートを保護者の方に配付し、口腔ケアの重要性とともに、正しい口腔ケアにより口腔の清潔を保つことの推奨の周知を図り、定期的な歯科健診の受診の勧奨に努めてまいります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。様々お伺いをいたしました。ありがとうございました。

令和4年度につきましても、歯と口腔の健康に関する講演会の実施や幼児歯科健診で連絡ノートの配付をして口腔ケアの意識啓発の推奨など、大変期待できる事業かというふうに思っています。コロナ禍の中であっても、定期的な歯科健診を受診することの大切さや正しいオーラルケアの実践は、全身の健康状態の維持にもつながり、シニア世代のオーラルフレイルケアの予防の観点からも大変重要だというふうに捉えています。

乳児期から幼少期、小中学校からもかかりつけ歯科医を持つことの重要性や、市民や子育て世代の親世代にも認識していただく機会を増やしていただき、歯科医師会の先生方とも、今回も市民へのコロナウイルスの筋肉注射の協力も惜しまず、医師会の先生方とともに協力を重ねていると伺っています。心から市民の健康の向上に取り組んでいただいていることには感謝の気持ちでいっぱいです。

日本歯科医師会も、「守ろう歯の健康！」として、「年に2回以上は、歯科医院でのプロフェッショナルケアを受けましょう。」と活動され、かかりつけ医の重要性をうたっています。ぜひ歯科医師会の先生方と協議を重ね、さらなる歯科口腔の健康につながる事業が令和4年度も充実するよう強く要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回私は、まちの活性化について、それから選挙について、この2点について質問をさせていただきます。

1番、まちの活性化について。

①東大和市の人口政策について。

アとして、市の人口の現状に対する市の認識は。

イとして、人口政策に関する今後の対応及び展望は。

②商業の活性化について。

アとして、商業の活性化のために市が講じてきた施策とその評価は。

イとして、市内の商業地域の現状と将来的なあり方についての市の認識は。

ウとして、今後の課題と対策は。

大きな2番としての選挙について。

①投票について。

アとして、平成31年4月実施の市議・市長選挙以降の投票率と期日前投票の数に対する市の認識と評価は。

イとして、高齢者、障害者に対する配慮は。

②投票所について。

ア、投票所の地域的なバランスは。

イとして、期日前投票所のあり方に対する市の考えは。

以上、壇上での質問は以上であります。再質問につきましては、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市の人口の現状に対する認識についてであります。住民基本台帳における人口につきましては、1月1日現在の推移を見ますと、平成27年の8万6,162人をピークに減少傾向となり、令和2年は8万5,301人となりました。その後、令和3年は8万5,317人となり、僅かですが増加しております。

今後さらに人口減少が進展することが見込まれておりますことから、これを抑制するために出生数の増加、健康寿命の延伸、転入数の増加、転出数の減少につながる取組を引き続き行っていく必要があるものと認識しております。

次に、人口政策に関する今後の対応及び展望についてであります。令和元年10月に作成しました人口推計調査報告書の住民基本台帳人口の将来推計によりますと、2060年の人口は7万1,425人まで減少することが見込まれております。

今後の対応につきましては、令和4年度から計画期間が始まります第三次基本構想及び第五次基本計画に基づき、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めるとともに、第五次基本計画に含まれている地方版総合戦略の下にアクションプランを定め、人口減少の抑制を目指してまいります。

次に、商業の活性化に向けた施策とその評価についてであります。主な施策につきましては、東京都の補助制度を活用した商店街支援のほか、平成30年度から実施しております、活気ある商店街づくり事業などであり、東大和市商工会とも連携しながら取り組んでいるところであります。

また、評価につきましては、近隣の大型商業施設の影響等を受けながらも、魅力ある店舗が徐々に増えており、商業の活性化に対し一定の成果があるものと認識しております。

次に、市内の商業地域の現状と将来的な在り方についてであります。現状につきましては、市内では東大和市駅周辺及び上北台駅周辺の地域を都市計画上、商業地域に指定しております。

また、将来的な商業地域の在り方につきましては、駅周辺などの拠点において商業などの都市機能の集積を図ることで、にぎわいのある魅力的なまちづくりを進めていくことを考えております。

次に、今後の課題と対策についてであります。課題につきましては、都市基盤の整備と都市機能の集積のバランスに配慮しながらまちづくりを進めていくこと等であると認識しております。

市では、駅周辺などの拠点において魅力的なまちづくりを進めることなどを目指し、土地利用の高度化などを図る都市計画手法の活用を検討してまいります。

次に、平成31年4月執行の東大和市議会議員選挙及び市長選挙以降における投票率等についてであります。平成31年4月執行の市議会議員選挙及び市長選挙並びに令和元年7月執行の参議院議員選挙では、投票率が東京都の平均を超えたものの、令和2年7月執行の東京都知事選挙では、東京都の平均を下回る結果となりました。

また、当市における期日前投票者数は、総投票者数の30%前後で推移しておりますが、当日投票所投票の原則にのっとり、今後も一人でも多くの選挙人に当日投票所に足を運んでいただけるよう、引き続き明るい選挙推進委員会と連携し、投票率の向上に努めてまいります。

次に、選挙における高齢者、障害者に対する配慮についてであります。選挙管理委員会では、投票所内における選挙人の介助のほか、コミュニケーションボードや車椅子の配置など選挙人の負担軽減に向けて丁寧な対応を心がけております。

次に、投票所の地域的なバランスについてであります。当日投票所につきましては、公共施設の設置状況や地域における選挙人名簿登録者数を勘案の上、地域的なバランスを踏まえ、市内15か所に設置しているところであります。

なお、これらの当日投票所は、突発的に執行される衆議院議員選挙や2つ以上の同時選挙にも対応可能であります。

次に、期日前投票所の在り方に対する市の考え方につきましては、公職選挙法におきましては当日投票所投票を原則として定めておりますことから、東大和市選挙管理委員会として慎重な対応が必要であるとの見解を示していると認識しております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

大項目の順に行ってまいります。その中の中項目、小項目につきましては順不同となることがございますので、あらかじめ御承知おきをいただければと思います。

それでは、まちの活性化についてであります。

まず、市長より、令和2年から3年にかけて、僅かではあるが人口は増加したとの御答弁をいただきましたが、平成29年以降5か年の推移はどのようになっているのでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 住民基本台帳人口の平成29年以降の1月1日現在の推移でございます。平成29年が8万5,945人、平成30年が8万5,718人、平成31年が8万5,565人、令和2年が8万5,301人、令和3年が8万5,317人となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成29年から減り続けているようですが、令和3年の段階で若干増えたということがあります。その要因について市はどのように分析をされているのでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） これまでも人口減少を抑制するために、市としましては、子ども・子育て支援施策の充実などを図ってまいりましたが、令和2年中につきましては転入超過となっております。平成31年に約100戸規模のいわゆるマンションができたことが要因の一つに挙げられると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口問題というのは、東大和市だけでなく、各市が様々な工夫を凝らす中で取組を進めていると思うのですが、他市、例えば小平市、立川市、国分寺市、国立市、昭島市といったところの状況はどのようになっているのでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 御紹介がありました5市の状況につきましては、住民基本台帳人口の令和2年と令和3年を比較しますと、いずれも人口が増加しているということで認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口の推移に関して、今述べられた5市は平成29年度以降も人口増加しております。一方、東大和市は、令和3年こそ若干の増加が見られたわけではありますが、平成29年度以降減少を続けてきました。

東大和市とこの5市は異なる変化を遂げているように見受けられるのですが、5市の取組内容と東大和市の違いというのはどのようなところにあると考えているのでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 5市の状況につきましては、いずれも転入超過となっております。転入超過の要因の一つに住宅の供給があると考えられます。当市におきましても、平成24年や平成25年に大規模な集合住宅の建築がありました。その結果、平成25年や平成26年には大きく転入超過となりました。

近年、大規模な集合住宅の建築がありませんので、そのような点が違いにあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 多摩地域の中で一定の人口増加を成し遂げている自治体の成功事例としてどのようなことが挙げられるのでしょうか。また、その中で東大和市が参考にできる取組、また市として実際に取り入れている取組がありましたら教えていただけますでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 御紹介の5市の担当者の方にお聞きしたところ、総じて言いますと、転入の増加の主な要因としましては、大規模なマンションの建築や農地の宅地化ということで聞いております。また、選ばれる自治体としての主な理由でございますが、中央線などの交通の利便性や良好な住環境などを挙げておりました。

そのようなことから、東大和市におきましても、西武線や多摩モノレールによる交通の利便性や多摩湖、狭山丘陵の自然と調和した良好な住環境などがまちの魅力としてありますので、そのような魅力について引き続き発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

まちの活性化は人口問題を少しでも解消していく努力が必要であると思っておりますが、東大和市の人口に対する考え方はどのようなものか教えてください。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 第五次基本計画の策定に当たりまして、令和元年に住民基本台帳人口を基に人口の将来推計を行いました。人口減少が進むと推計されております。そのようなことから、人口減少の抑制を図ることが大きな課題であると認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口増加を目指すよりも、人口減少を防ぐというのは、確かに全国的な情勢を考えれば分かる、理解できる部分ではあるのですが、取組としては若干消極的ではないのかなというふうに思われます。この点について市はどのようにお考えでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 人口減少ということは国全体の課題でありまして、その要因は少子化にあると認識しているところであります。

そうした中でも、都心からの距離や所要時間、鉄道の利便性などによりまして人口を増やしているという自治体もあるということは認識しているところでございます。

市としましては、人口を増やしたいという思いで取組を進めておりますけれども、少子高齢化が進展する状況にありますことから、人口減少を抑制していくということが目指すところになると考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口の増加をもくろむ、あるいはその人口減少に歯止めをかける施策として、現在市が取り組んでいることはどのようなことでしょうか。また、その取組によってどのような成果を得ることができた、あるいは得られるであろうとお考えでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 人口減少抑制に向けまして、東大和市では、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めまして取組を進めているところであります。

特に施策としまして、市では日本一子育てしやすいまちを目指しまして、子ども・子育て支援施策の充実を図ってまいりました。一例ですけれども、保育施設の待機児童につきましては、これまで待機児童対策を積極的に行ってきた成果としまして、令和3年4月1日現在で待機児童がゼロとなっている、このような形で成果も出ているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど市長答弁の中で、人口の推計値について数字を述べられておりましたが、東大

和市の人口に関して、5年後、10年後、20年後の市の人口に対する目標値というものがありませんでしたらお示しいただければと思います。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 平成27年に策定しまして、令和3年度までの計画期間となっておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で国勢調査に基づく人口を推計しております、2060年に7万529人となると推計されておりました。その中で、目標人口を7万8,801人としておまして、取組を進めることによりまして約8,000人の人口減少の抑制を図ろうとしているところでございます。

なお、現在令和4年度からの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランを検討している最中でございまして、その中で新たな目標人口について検討しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口対策というものはやはりまちの活性化の原点になるものだと思いますので、ぜひそういった目標値に向けての取組を進めていただきたいと思います。

商業の発展について幾つか伺いたいと思いますが、市内の商業の現状に対して市はどのような認識をお持ちでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 市内の商業の現状でございます。

店主の高齢化や商店街の組織力の低下が見られるほか、廃業などによる商店街の空洞化、近隣の大型店への消費流出や、ネットショッピングの増加といった消費者の購買行動の変化などにより商業は厳しさを増している状況というふうに認識をしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市内の商業を発展させるために必要な要件としては、どのようなことが必要であるとお考えでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 市内の商業を発展させるための要件でございます。

地域の活力を維持し、にぎわいのあるまちとなるためには、市内において新たな事業を営む創業者の創出に努めるとともに、商店街の運営基盤の維持・向上に向けた支援を図り、地域に根差した商店街づくりに努める必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 商業の発展を進めていくに当たっては、用途地域の問題もあろうかというふうに思っております。

用途地域の区分の中に商業地域というものがありますが、これはどのような地域に指定されるものなのでしょうか。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 商業地域は、都市計画法上、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とされ、その選定に当たっては、道路等の都市基盤の配置や規模などを勘案し、適切な密度構成となる商業地の形成を図ることなどとされております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

その商業地域の指定を受けるに当たって、具体的にはどのような条件が充足される必要があるのでしょうか。また、その際に勘案しなければいけない点についても教えていただければと思います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 用途地域については、都市基盤整備の状況等に応じて見直していく必要があります。

ます。そのため、現行の用途地域を商業地域に見直していく際には、土地利用の現状及び都市基盤整備の計画などを勘案して、東大和市都市マスタープランにおいて地域の将来像などを新たに位置づけた上で、都市基盤整備と都市機能の集積の手法などについて、地域の実情に応じた検討を具体的に進めていく必要があると考えられます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その商業地域においてはどのような建築物が建築できることになるのでしょうか。建蔽率、容積率等、他の地域との違いについても併せて教えていただきたいと思います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 一般に、商業地域においては、住居系の用途地域などと比較して幅広い用途の建築物が建築可能となり、建蔽率や容積率につきましては他の用途地域と比較して高く指定されることから、その制限に適合した規模の建築物が建築可能となります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在市内における商業地域というのはどの位置にどのくらいの面積で指定されているのでしょうか。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 現在市内における商業地域は、東大和市駅周辺に約3.6ヘクタール、上北台駅周辺に約4.8ヘクタールがそれぞれ指定されております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市駅や上北台駅周辺において商業地域に指定されていないエリアはどのような用途地域が指定されているのでしょうか。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） それぞれのエリアの現況の土地利用及び都市マスタープランの土地利用の方針などを踏まえ、地域特性と都市基盤整備の状況などに応じて、近隣商業地域や住居系の用途地域が指定されております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） まちを活性化させるためには、日常的・恒常的に人の交流が盛んになるということが基本になり、それには商業の発展が欠かせないものと考えられます。そして、そのためには商業地域を広げることがポイントになると考えるのですが、この点についての市の御認識はいかがでしょうか。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 市としましては、駅周辺などの拠点において商業などの都市機能の集積を目指し、土地利用の高度化などを図る都市計画手法の活用を検討することとしており、議員御指摘のような用途地域の見直しについても、その選択肢の一つになるものと認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 多くの市民の方々から、東大和市駅前の開発はスケートセンターができたときから止まったままだという声が聞かれるのですが、市では東大和市駅周辺の開発についてどのようなビジョンをお持ちでしょうか。

○都市計画部長（田辺康弘君） 東大和市駅周辺の開発のビジョンについてでございますが、東京都が令和3年に策定いたしました多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針におきましては、東大和市駅周辺では商業・業務系施設の立地を誘導し、市の玄関にふさわしい、にぎわいのある生活の中心地を形成していくこととされております。

また、東大和市第五次基本計画案におきましては、駅周辺などを拠点として都市機能の集積を図ることにて



ぎわいのある魅力的なまちづくりを進めていくこととしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 商業地域の広がりともちの活性化には密接な関連性があり、ひいては人が集い、生活における利便性が向上することによって人口の増加にもつながっていくものと考えますが、いかがお考えでしょうか。将来展望も併せて御所見を伺えたらと思います。

○都市計画部長（田辺康弘君） 商業ともちの活性化及びまちづくりの将来展望等についてでございますが、市といたしましては、都市としての価値を向上させ、多くの人が住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めることで、人口減少の進展などによる影響を最小限とし、活力のあるまちとしていきたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回まちの活性化に関連しまして、人口政策と商業の発展について伺わせていただきました。まちが発展するためには、人の出入りが多くなること、人が集う環境が整い、そこににぎわいが創出されることなど、以前から行政が行ってきたことそのままであると今回の質問を通じて感じた次第であります。

産業の発展もまちの活性化に欠かせない要件であり、特に商業が発展することでまちが明るくなり、にぎわいが発生し、そこに人が集うということは、近隣でいうと、例えば立川市内のモノレール沿線、それから所沢駅、小手指駅が顕著な例ではないかと思えます。

また、商業の発展に関して言えば、用途地域として商業地域の指定が多く寄与することは明白な事実であり、今後のまちづくりにおいてこの点を考慮に入れた検討をぜひ進めていただくことを強く要望して、最初の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、午前中に引き続き再質問させていただきます。

2つ目の質問に移ります。

市長答弁の中で投票率について述べられておりましたが、過去の選挙を振り返りますと、私も投票率についてはちょっと調べてみたんですが、それぞれの選挙において特別に投票率が高かったとか、特別に低かったといったことは、それほど大きな差は出ていなかったように記憶しております。これは、投票率を上げるために過去様々な取組をされてきたことは承知はしているところではありますが、その取組についてあまり成果を発揮できていなかったのではないかと考えざるを得ない部分もあるのですが、その点について市はどのようにお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票率向上につきまして、選挙管理委員会では明るい選挙推進委員会と連携を図り、選挙啓発を行っているところであります。

議員がおっしゃられるとおり、様々な取組を講じて投票率が飛躍的に向上したというようなことはございませんが、当市の投票率は26市の平均より若干高く推移しているところであります。

選挙管理委員会といたしましても、投票率の向上は重要な取組課題であると認識しており、引き続き投票率向上に向けた啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

投票率というのはよそと競うようなものではないんですが、投票率を上げていく取組というのは非常に重要であると私も感じております。

まず、市民の方々が投票というアクションを起こさなければ投票率は上がらないわけであります。

市として、市民の意識を向上させ、投票行動に結びつけるための取組としてどのようなことをやってきたのか、また今後どのような取組を考えているのか、そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票行動に結びつけるための啓発活動の取組につきましては、具体的な例で申し上げますと、市内商業施設の協力を得まして、店頭での投票の呼びかけ及び選挙期日の周知のための店内放送を実施してきたところであります。また、毎年、東京都立東大和南高校に伺いまして、主権者教育を東京都選挙管理委員会とともに行っております。

引き続き、地道に啓発活動を行っていくとともに、啓発活動に関し工夫をしている自治体などを参考にさせていただきながら、投票率の向上を目的とした取組を着実に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 投票は、政治参加に対する一つの権利であると言えますが、投票しないというのも権利行使の一つであります。このことを踏まえながら、一方的に投票を促すことは非常に難しいものがあると思うのですが、投票をしない人たちに対しては、投票しないことによるデメリットを説いていく取組も必要になってくる場合があると思うわけであります。この点に対しての市の御認識と今後の取組についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 選挙における投票につきましては民主政治の根幹をなすものであり、主権者として政治に参加する貴重な機会であります。

投票率の向上のためには、投票を行わない有権者の方々に投票していただくことが必要でありますことから、今議員がおっしゃられましたように、投票することの重要性を訴えながら、今後も主権者として大切な一票の権利を行使していただくよう、啓発や選挙制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひお願いをしていきたいと思っております。

投票に対する高齢者や障害者に対する配慮については、市長答弁の中でも述べられておりましたが、投票所のバリアフリー対策、特に車で来られた方々が会場に来られ、その後、車椅子で投票場所まで向かうといったその動線に対する配慮というのはどのようになっておりますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 市内15か所の当日投票所につきましては、公民館、市民センター、地区会館、小学校など様々な様態の施設がございます。このため、車椅子等で投票に来られた方への対応も投票所ごとに異なる場合もございますが、選挙人が投票しやすいように負担軽減を第一に考え、投票所の設営を行っております。

また、投票所内における介助はもとより、駐車場から投票所までの御移動が困難と思われる方、また移動の介助を希望される方に対しましては、投票事務従事者による介助を行わせていただいております。

今後も選挙人の負担軽減に向けて丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） よろしくお願ひいたします。

投票所は公共施設を利用して行くこととなりますので、全ての投票所を一気にバリアフリー化するとか、施設の改修、そういったところは予算の面も含めて非常に困難であると考えておりますが、高齢者や障害のために歩くことが困難な有権者が投票するための体制は、何か手だてを講じていることはあるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 選挙管理委員会では、現在全ての投票所に車椅子を配置し、また小学校体育館には段差を解消するスロープを作製し、設置しております。

令和2年度執行の東京都知事選挙におきまして予算を計上しまして、第四小学校体育館の段差解消のスロープを新調いたしました。

現状、できる限りのことは行っておりますが、今後も高齢者や障害者の方々が投票しやすい環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現時点でできることは行っているということを確認いたしました。

どのような状況にある方でも、その投票権の行使を阻害されてはならないと感じております。御本人の明確な投票しないという意思がない限り、投票したいという思いをかなえてあげることが今後の行政サービスの在り方の一つではないかと考える次第ですが、この点について今後の展望として市が考えていることはないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票しやすい環境を整えることは、有権者の投票行動を促す上で重要な要素であると認識しております。

一方、市内には15か所の当日投票所がありますが、市長答弁にもありましたとおり、地域的なバランスに加え、突発的に執行される衆議院議員選挙や2つ以上の同時選挙にも対応可能な施設を選定する必要がありますことから、現状では新たな投票所の確保は難しいものと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、期日前投票所について伺いますが、期日前投票所については、市長答弁の中で当日投票所投票の原則について触れられておりましたが、多くの市民からやはり期日前投票所を増やしてほしいという声が寄せられていることも事実であります。

選挙管理委員会も慎重な対応が必要であるとのことですが、具体的にどのような対応を指しているのか教えていただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 令和2年10月に改選されました選挙管理委員会におきまして、公職選挙法における当日投票所投票の原則に基づき公平公正な選挙を執行するために、当日投票所、期日前投票所及びそれ以外の投票所につきましても増設等は当面の間行わずに、現状維持が相当であるとの意見を示しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 分かりました。

期日前投票所を複数設けている自治体があれば、その自治体名あるいはその数と設置の理由、また今御答弁にありました選挙管理委員会の考え方も踏まえての東大和市としての現状認識について教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 26市全てで期日前投票所を市役所に設置してございます。それ以外に複数設置している自治体は26市中21市でございます。複数を設置している理由は、市の面積や有権者数の状況等様々でございますが、当市より小規模でも市役所の位置に偏りがある自治体では複数設置をしておられるようであります。

一方、公職選挙法における投票の原則は当日投票所投票であります。当市の選挙管理委員会ではこの原則を基本とする認識の下で、市の面積や現在の期日前投票所である市役所会議棟は市の中央に位置し利便性も高いことから、現状、増設の必要はない旨の意見を示しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回初めて選挙に関する質問をさせていただきまして、選挙全般に対する市の考えを確認させていただきました。投票につきましては、政治に参加する大切な権利であると同時に、投票しないということも一つの権利であるため、投票率を向上させるための取組においても市としての御努力は大変なことであろうとかがい知ることができた次第です。

期日前投票所は多くの市で複数設置しているとの御答弁でしたが、東大和市に関していえば、市役所がまちの中央に所在しているために必要なしと判断している点については了解をいたしました。

ただ、高齢であったり、障害を持っているために投票所に行くことが困難な方で、期日前であるなしにかかわらず投票所に行くことに対して難儀を感じている方々に対しては、何がしかの配慮を検討することが今後の課題ではないかと感じている次第であります。例えばその投票日には、ちよこバスの臨時便を出すとか、投票を喚起するアナウンスをさらに強化していただくなどの御検討を重ねていただくことを期待して、今回の私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋です。通告に従いまして一般質問を行います。

1、災害対応について。

①避難所の設置や運営について。

②備蓄品について。

③水の供給について。

④ごみ処理について。

⑤し尿処理について。

ア、避難所のトイレについて。

イ、公衆トイレ・マンホールトイレについて。

ウ、し尿運搬やし尿処理施設について。

壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行います。

以上、よろしくお願ひいたします。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、避難所の設置と運営についてであります。避難所は、避難者にとって一定期間、集団による臨時の生活拠点となります。避難者同士がお互い協力して過ごしやすい避難所とするため、避難所管理運営マニュアルを定めております。その中で、避難所に指定した施設ごとに市職員、施設の管理者、自治会、ボランティア、避難者で避難所管理運営委員会を設置し、運営することとしております。

次に、備蓄品についてであります。市における備蓄は、基本的に自助、共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行うものであります。このため、地域防災計画で想定する避難所生活者数約1万5,300人の3日分の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めているところであります。

次に、水の供給についてであります。飲料水としては、市内の給水拠点となる2か所の災害時給水ステーションから各避難所への配給やミネラルウォーターの備蓄コンテナ等への分散保管、また避難所となる公共施設を中心に、災害対応型自動販売機を設置し、大規模災害時には無償提供を受けられる災害協定を締結しているところであります。

生活用水としては、小・中学校のプールの水を活用するろ過装置の配備や、市民の協力を得た災害用指定井戸の活用を想定しております。

次に、ごみ処理についてであります。地域防災計画では、被災後に発生するごみは市民等による分別を徹底し、集積可能な場所に設けられた臨時集積所に排出することとしております。

ごみの収集運搬は、受託業者と協議の上、生活ごみ等衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先し、収集体制確立後、行うこととしております。また、市単独で処理できない広域的な災害の場合には、東京都、他自治体等に資機材や人材の応援を要請することなどを定めております。

次に、避難所のトイレについてであります。被災後、断水した場合に備え、簡易トイレを約700個備蓄しているほか、避難所となる小・中学校や避難場所となる上仲原公園など18か所に各5つのマンホールトイレ設置用の人孔を用意しております。使用に当たっては、学校のプールや震災対策用井戸などで確保した水を使用し、下水道管を活用することを想定しております。また、マンホールトイレの使用状況等により、東大和市清掃事業協同組合と災害協定に基づいた仮設トイレの設置を進めてまいります。

次に、し尿運搬やし尿処理施設についてであります。汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿につきましては、収集の上、原則として湖南衛生組合へ搬入しますが、施設等の被災状況により、緊急的には東京都下水道局との覚書に基づき清瀬水再生センターに搬入して処理が実施されることとなっております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

昨今、体感する地震も多くなってきているので、今回この質問を取り上げました。また、コロナなどもあり、避難所における対応も少し変わってくるのかなと思ひまして、東大和市地域防災計画をもう一回読み直して、500ページほどあるんですけども、そのほかのものも読み直して、事細かに非常によく書かれていて、ほとんど想定されていることは網羅されてるなというふうに思ったんですけども、その中で少し疑問があつて、こ

の辺りかなというところをちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

まず、避難所において災害対策本部ができた後に、その後、その避難所ごとに運営会議が行われるということでしたけれども、避難所の指揮命令系統というんですかね、もちろん本部の下に運営会議があるんだと思うんですけれども、それを伝達するのは市職員だと思うんですよね。その市職員の権限というものはどういう権限なのか。運営会議で決まったことを、運営会議で全部決まればいいんですけども、例えばもめたときに多数決なのか、それともやっぱり本部に聞いて、本部の指示に従うというふうになっているのかということまではちょっと書かれてなかったんで、そのあたりどうですか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所運営委員会におけます市職員の役割ということだと思いますけれども、今お話がありましたとおり、市の職員をその指定された避難所での責任者という位置づけにはいたしますが、指揮命令系統の権限等については詳しくは決まっておられません。基本的には、運営委員会のマニュアルの中では、組織をした後、その委員会で内容を決定して、その内容について市の職員が災対本部や各部への連絡調整を行うことと想定してるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうなると、合議制だから多数決で決まるのかなというふうに思うんですけれども、実際にそれが正しいかどうかというのは、机上時においては分からないと思うんですね。そのときの権限は明確にしておいたほうがいいのかと思っていて、それは意見が合った場合、災害対策本部と避難所の運営会議が合ってればいいんですけど、違った場合は本部の指示に従うものとするということがないと、恐らく市職員の立場として決められないんじゃないのかなというふうに思って、困ってしまうんじゃないかなと思うんですよ。そのあたりいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） これまで様々な災害が発生しまして、その実例とか報告とかございます。

そういう中で、例えば避難所の運営、管理などにつきましては、本当はというか、実は避難者がイニシアチブを取ったほうがその避難所のアメニティーが向上するという報告もあるんだそうです。それは、特に女性の方が日常的な細かいことに気がつくので、そういう方々の御意見を聞いて、では市の職員はどうするかというと、その御意見で御用聞きのような形で、きちんと聞いて本部や各部に連絡調整するというほうが意外と避難所の運営には好ましいという報告もあるということで、ちょっとその辺りというふうにするかは分からないんですけど、ただ、いずれにしても、市の職員、特に多分若手の職員を配置することになりますので、その意味では、人材育成の観点からも、権限を、なるべく自分で物事を判断していくような考え方に取り組むのは有意義かなというふうに思いますので、その辺りもちょっと含めて今後研究してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに、避難した人たちが自助でうまくいっている場合というのも確かにあるんですけども、うまくいかない場合に、声の大きい者が勝っちゃう場合もあるので、そういったときに、じゃ最終的に誰が決めるんだというときになるんですよね。そのときにはきっちり本部が権限を持つというふうにしておかなければ、そこに本部が権限を持つということにしておいて、実際の運営はうまくいってるんだったら自治に任せるという形にしておいたほうがいいのかというふうに個人的には思いますので、その辺りも含めて御検討いただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

駆けつける職員の年数によっても違うのかもしれませんが、入庁1年目、2年目の人間が、もしかしたらい

ろんな人間が被災して数が足りなくなって、そういうこともあると思うんですね。そうすると、やっぱりふだんの日常の業務の中から決定できるという、そういうスキルを身につけるためにそういった教育も必要なのかなというふうにもちょっと思いますので、よろしくお願いします。

個別の避難所運営マニュアルの中には細かい指示が記載されています。例えば、避難所開設もすぐ周知ができるようにいろんな規則がありますよね。例えば防災委員や教職員の指示に従うとか、そういうことができるだけ、トイレは外の冬では使わないとか、そういう決まりが書いてありました。そういうものっていうのは事前にもうパネルみたいのがちゃんとあって、もう避難所開設と同時に組織図、命令系統、こういう規則、要は来た人間が一々市の職員に聞いても手回らないですよ。ですから、見れば分かるっていうようなものが事前に用意されて、この避難所はこういう形で運営されるんですっていうものがもう既に用意されてるっていう状態なんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所運営に関わるいろんな書式とか様式については準備をして、各避難所や備蓄コンテナなどに入っておりますが、今おっしゃったようなものについては準備されてございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 印刷して、パウチして、置いておくだけで済むんで、多分はこれはやっておいたほうがいいのかなと。その分手間が省けると思いますので、よろしくお願いします。

次に、ちょっと一つ気になったのが、災害時の避難場所等における新型コロナウイルスの感染対策についてというところを読んでいる中で、受入人数は今までの半分以下に減少というふうに記載があります。となると、これまでの計画では、一応避難所のところで2万4,000人、もう大体中学校区の中で、公民館も合わせてですけども、収容規模があったんですけども、これはそのままということ、それともこれの半分という認識なんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） その新型コロナウイルス感染症対策でソーシャルディスタンスというものを配慮したときに、今の29か所指定避難所がありますが、この収容人数のほぼ半分近くになってしまうということでございます。

それを受けまして、昨年度、民間の企業さんで幾つか協定を結ばせていただいております。具体的に申し上げますと、中小企業大学校さんとか、あと株式会社ロンド・スポーツさん、それから北多摩看護専門学校さんとはそういう非常に避難所として活用させていただけるというような協定を締結させていただいて、少しその収容人数を増やすということで今動いています。

もう一つは、生活協同組合コープみらいさん、ここは東京都がエコノミー症候群の配慮を前提にすれば車中泊もいいんじゃないでしょうかという話もありましたので、駐車場をお借りするということでの協定も一応締結して、その辺なるべく収容人員を拡大するというところで今調整を進めてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今調整中って、いろんなところと、それがいわゆる二次避難所っていう扱いになるんですかね。そうすると、それら、今様々なところ、中小企業大学校も含め提携してますけれども、もともと予定していた人員で、まだ足りないのかなと思うんですけども、今何割ぐらいの感じ、これは数字出さなくていいんですけど、体感でいいので、何か6割か7割ぐらいなのかなというイメージなんですけども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 体感でお答えいたしますが、7割行くかどうかという形だと思います。

以上でございます。

- 21番(床鍋義博君) そうなると、今後もそういった協力できる場所を探しながら動いていくっていう、そういうことだというふうに思います。

そのときに、避難所の指揮命令系統とかっていうことを先ほど話したんですけども、ここは今度もうちょっと難しくなりますよね。管理者が全く市ではなくなるので、管理者がいて、そこでの指揮命令の系統とかっていうのもある程度、もう今詳細に決めておかなければ、提携はしてるけど、実際箱としてあるのに使えませんでしたっていうことにならないために、今どのような形で動いていらっしゃると思いますか。

- 総務部参事(東 栄一君) おっしゃるとおり、詳細はまだ決まっていらないんですが、ただ原則として、その施設をお借りする場合に市の職員は必ず派遣すると思います。その中で災対本部との調整とか、そういう役割は担っていただくという形を考えてるところでございます。

以上でございます。

- 21番(床鍋義博君) もちろん、その施設を貸していただくところは管理者という立場があるので、こういった使い方はしてほしくないなとかということもあると思うんですけども、災害時ですので、できるだけ普通の、もともと想定していた一次避難所と同じような扱いができるような形にしていいただければというふうに。そうすると、命令系統も変わらないですし、同じ扱いですので、多分市のほうの負担も減ると思うので、そういった方向で調整していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

次は、先ほど車中泊の話がちょっと出ていましたけれども、トイレの問題とかいろいろあると思うんですけども、基本的に空き地があれば車中泊ってできるのかなとは思うんですけども、今現在市で車止められて、市の駐車場もそうかもしれませんけれども、そういった場所というのはある程度想定しているのでしょうか。

- 総務部参事(東 栄一君) そういう空き地のようなところは今想定はしてございません。

以上でございます。

- 21番(床鍋義博君) 財政が厳しいと、市長としては空き地があると売って財政の足しにしたいというのはちょっと分かるんですけども、ある程度市が有効に使えるような、多目的に使えるような空き地っていうのはある程度必要なかな。そういう災害だけじゃなくて、ふだんは違うイベントに使ったとしてもいいんですけども、こういうことが起こったときに、あそこの土地、こういうように使えるよなっていうようなことがあるような場所っていうんですかね、そういったものがあると非常にいいかなと思いますので、全てきちっ、きちっとやって無駄な土地がないようにとかっていうのも一瞬何か効率的かなとは思うんですけども、長い目で見た場合に、何か起こったときに余力がなくなるというか、そういうことも考えて土地の政策を、ちょっとこ外れますんで、希望だけにしておきます。

次に、備蓄品についてですけども、備蓄品、令和3年の4月に更新された備蓄品の中を見ていくと、サージカルマスク1万9,000、不織布マスク2,000っていう数字が出てたんですけども、これは若干何か少ないような気が、特に不織布マスク少ないような気がするんですけど、これは令和3年4月に更新してるんで、これは何か根拠があってこれでいいっていうふうになったんでしょうか、これは。

- 総務部参事(東 栄一君) それは、昨年度、コロナ対策の関連の補助金だか交付金だかを活用して、様々な感染症対策の物品を購入したときのものでございますけれども、数につきましては、ちょっと今、当時考えて計算した結果で納入をしておりますが、ちょっと今ここでその根拠とってお伝えすることはできません。ごめんなさい。失礼します。



○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

---

午後 2時 3分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 不織布マスク2,000については根拠というか、今はちょっと分からないということだったので、体感で言って申し訳ないんですけど、ちょっと少ないのかなという感じがします、今この状況の中では。

パーティションが1,750っていうふうを書いてあったんですけども、このパーティションってどういった形状のものなのでしょうか。段ボールの仕切りみたいなものなのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今回導入したパーティションにつきましては、テント型の布型のやつで天井がないものでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ということは、1,750というのは、1,750人分という形で認識して……、世帯というか、そういう区切りということでよろしいですかね。

○総務部参事（東 栄一君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

備蓄品についてはそれぞれ、ほかのところも見たんですけども、ちょっと災害の規模等、どれぐらいやったらいいかっていうのはもちろん手探りでやると思うので、そんなに疑問なところはありませんでしたので、ちょっと気になったところだけ聞きました。

3番の水の供給についてに移ります。

先ほど、2か所の給水拠点、災害時給水ステーション、上北台と東大和にありますけれども、この給水体制、これを見ると、計画の中では、「災害時給水ステーションである浄水所・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。」と記載がありました。

これ以外のここは詳しい記載がなくて、何時から何時までこれを開設して、順番、先ほど避難所に給水で運ぶって話もあったんですけども、じゃこの自助で自分のところで避難をして、水が足りないから取りに行くという一般の人もいっぱいいるわけですね。そういう人たちが来たときにどういった交通整理がされるのかなっていうところがちょっと疑問なんで、教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 発災時の災害時の給水ステーションの開設でございますけども、給水ステーションの被災状況等の確認が前提になりますので、開設に当たりましては東京都水道局さんとその辺のあたりを確認しながら、市と情報共有しながら、その上で配給時間とかの体制などを決めて、その後にSNSやホームページで公表できればそれで済みますし、またできないような状況であれば、避難所等でその情報を提供して来ていただくというような形を取りたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうすると、優先順位っていうのは今のところないって考えていいんですかね。だか

ら、早い者順というのはおかしいですけども、恐らくそういった水が、大きい災害のときには水をまず確保しようって人間は動くと思うので、そういったときに恐らく開設前から給水所のところに並ぶような気がするんですけども、そういったときの対応というのは今は考えてないということですか。

○総務部参事（東 栄一君） 現時点では考えてるところではございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これは多分混乱を避けるために、警察も含めて、殺到したときの対応は決めておいていいと思う。殺到しなければいいんですけども、殺到したときに大変なことになると思いますので、ぜひ事前にすり合わせをしてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

先ほど、水の確保の中で、マンホールトイレについてのところにもちょっと入るのかもしれないですけども、災害対策用井戸という御答弁がありました。そういったところで、今市内に災害対策用井戸というものはどれぐらいあるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現在は19か所の災害指定井戸を指定してるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） もちろん、この災害対策用井戸は飲料には適さないと思うんですけども、その他生活用水には使えるというように思うので、災害が起こったときには結構頼りになると思うんですね。この19か所は、もちろん個人宅にあるところもあるのかもしれないのでそこはいいんですけども、避難所に指定されているところには大体あるという形ですか。先ほどの市長の答弁では、マンホールトイレに使用するとき学校のプールの水と災害対策用井戸というふうに言っていると、それを聞くと、学校には災害対策用井戸があるのかなというふうにも聞こえるんですけども、どのようになっていますか。

○総務部参事（東 栄一君） 今現在指定してる井戸はほとんど地域の北側のほうに集中しておりまして、学校のほうに井戸はございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうすると、この学校のところに井戸を掘ったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、そういった考えはありませんか。

○総務部参事（東 栄一君） ちょっと井戸はかなりのコストが発生すると考えております。昨年、たまたま市内の農家をやってる方が農業用の井戸を掘削されて井戸を造っておりましたが、聞いたところ800万円以上かかったようなお話がありましたので、その辺、維持管理も含めてなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに掘るのに費用がかかることは承知しておりますけれども、災害対策の一環として井戸を掘るっていうことであれば、様々な補助金とかも使えるのかなっていうふうに思いますので、ぜひそのあたり研究して御検討いただけたらと思います。

学校であれば、井戸って使っていないと駄目なんで、水の需要は結構あると思うんですね、花壇があったりとか、学校に、グラウンドにまくとかっていうようなこともありますし、そういった点においても学校に災害対策用井戸があるというのは安心かなと思います。

し尿処理のところに入るのかもしれないんですけど、先ほど学校のプールの水でマンホールトイレを流すっていうことだったんですけども、学校のプールってこれから先ずつとあるって保証はないですね。要は

様々なところで老朽化になっていて、学校のプールって中止になるところ、廃止になるところも多かったです。そういった場合はその前提が崩れてしまうので、そういったことになってしまうと、もうそもそもマンホールトイレ使えないよねってなってしまう。そのときのためにも災害時に使える井戸があったほうがいいかなというふうに思います。これは御答弁結構でございます。

次に、4番のごみ処理についてですね。

焼却場がどれぐらいの耐震があるのかなというのがちょっと分からなくて、そういうのはどれぐらいまで想定をして、震度、例えば今南海トラフとか、立川断層地震とか様々な想定ありますけど、それでも動くという前提で設計されているのか、それともどのぐらいまで耐えられるか、耐えられないかっていう、そういうBCPっていうのはできているのかどうかっていう、あるとは思うんですけども、ちょっと教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今ある焼却炉、こちらにつきましては4号焼却炉、5号焼却炉っていう話なんですけど、こちらについては新耐震基準という話で、震度6強から7程度までは施設が動くだろうという形での建設という話で聞いております。

また、これから造る新焼却炉につきましても、同様に新耐震基準という話で震度6強から震度7程度、またこちらについては建築基準法などに基づき震度6強から7、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないような形という形での建設という話で今進めているところです。

また、BCPにつきましては、何時間で稼働するかとか、そういったところまでは、なかなかその被害の状況等によって変わってくるという形があるんですが、今確認しているところでは、一刻も早く市民の方の、これはごみの焼却っていう話は待つはくれない話になりますので、急いで稼働させるという形では確認取っているところです。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 焼却施設についてはかなり耐震基準が厳しくて、通常のものよりは頑丈に造られてると思うんですけども、今度そこのごみ処理にごみを収集して運ぶ、運搬は今民間が行ってるとは思いますけども、そのあたり、先ほど市長答弁の中で衛生管理が必要なもの、ぶっちゃけて言うと、今5番のところで聞こうと思った、し尿処理について、携帯トイレっていうのがあって、私が住んでるマンションでも携帯トイレって防災のフェスタあるごとに携帯トイレ配ってるんですけども、携帯トイレって基本的に、し尿だったらし尿処理が必要で、バキュームカーで持っていってくれるかもしれませんが、携帯トイレになってくると、これ多分一般ごみになるんですよね。そうすると、なかなか日にちを置くのって難しくなって、臭いもかなり出ますし、1週間とか置けないわけですよ、実質的には。そういったときにそういう、今現状、収集運搬車ってそういうものって分けられてる、衛生が必要なものと必要じゃないものとあまり分けられてないような気がするんですけども、それはどのような対応になってるのか教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 携帯トイレにつきましては、通常であれば凝固剤と消臭剤が一緒に入っているという話が携帯トイレだと思ってます。その携帯トイレについては、やはり凝固剤という話で固めるという形になりますので、これは一般廃棄物という形のまじ焼却が前提という話になります。

衛生的な話になってきますと、やはり今議員もおっしゃっていただいたとおり、早くにこの焼却っていう形で燃やすっていうことが、防疫上の観点も、公衆衛生の観点からも必要だというふうには思っております。ただ、どれだけ出るかというところもやはりいろいろあると思いますので、分けられてるかどうか、基本的には

通常の可燃ごみと、し尿というものでは分けて出していただく。それを分けるっていうことがやはり収集作業員の防疫また公衆衛生の関係でも必要だというふうに思いますので、そちらのほうは極力分けていただきたいという話では考えてはおりますが、今まだそういったことのアナウンス自体はまだできていないというところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 先ほどの水の確保と、し尿してもうなかなか止められるものじゃないというか、我慢できるものでもないで、食料品の備蓄だったりするとある程度蓄えがあれば少し生き延びるといってはおかしいですけど、3日なり1週間なりは自助で何とかなるのかもしれませんがけれども、このトイレの、携帯トイレとかそういったもので対応しているときにやっぱりもう1週間も収集されないと、恐らく自宅で籠城という形はもう取れなくなるのかなと思いますので、逆にそれが避難所に殺到するともっと大変なことになると思いますので、ぜひそのあたりのごみの収集、し尿に関しては携帯トイレでやったらもう3日以内にここで収集できて、焼却するから大丈夫ですよっていうふうなことがある程度分かれば、それなりの対策を各マンションだったり、自治会だったりするところを取っていくと思うので、そういったところも周知しながらよろしく願いをいたします。

ごみのところで、あと、大量のごみが瓦礫も含めて出る可能性があります。そのときに、仮置場の確保というところが計画とかに載ってたんですけども、このあたり、結構最近風水害が多くて、分別が結構されてないごみ、その分別が非常に大変だ、後処理が非常に大変だよということになっていました。でも、実際にもし本当にそういうことが起きたときには、そういうことも当市でも起こるんだろうなというふうに思うんですけども、そのときの対策というのはどのように考えられていますか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) その災害の規模っていうところもありますし、先ほど収集すぐにとのお話がありましたが、やはり収集作業員さんも被災者ということ、また道路の関係、また車の関係、様々なところで収集ができないような状況っていうのは多々出てくるだろうと、そういう話は考えております。

また、一時集積所という形で、やはりそれも災害の規模等がやっぱり関係してまいりますので、市内の中でどこに持っていか、また小平・村山・大和衛生組合の協力を得られるかどうか。その中では、状況等を考えた中で市民の皆様に適切な形でアナウンスをしていくということが必要になると思っています。

そのような形で、状況に応じた基本的な対応はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 地域防災計画にはきっちり書かれていたので、その場所がどうなるのかっていうところまではお聞きしませんので、先ほどおっしゃったようにこれ規模の問題なんで、規模が大きければもう多分非常事態でどこにでも置きたくなくなっちゃうのかもしれないんですけども、最近の地震だと、ちょっと何か不安、私自身の感覚かもしれませんが、何か大きいのが来るんじゃないかなっていう予感もするので、ぜひそういったことを想定して計画を立てていただければなというふうに思います。

⑤、最後のし尿処理について伺います。

先ほど携帯トイレのところにもちょっと入ったんですけども、基本は仮設トイレというか、マンホールトイレも含めて仮設ですけども、そういったところが対応するのかなと。そのぐらいの、トイレが使えないような大規模な震災、例えばマンションの配管がずれるようなものだったりすると、もうマンションで籠城っていうのはもうできなくなりますので、そうなる避難所に行ってしまうと。その避難所に行かせないために、

トイレさえ確保できてれば何とかなるのかなというふうに思うんですけども、避難所のトイレについては先ほど御答弁いただいたので、仮設トイレとマンホールトイレということだったんですけども、公衆トイレとあとマンホールトイレについてお聞きます。

現在市内の公衆トイレっていうのは何か所ございますか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 公園等に設置してる公衆トイレ、また狭山緑地のほうにも公衆トイレあるんですが、正確な数字っていうのは、すみません、今手元にございません。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 一つお聞きますけど、東大和市駅前の公衆トイレがありますけれども、あのトイレは下水道に直結しているトイレですか。

○環境部長（松本幹男君） 基本的に、下水道の供用開始がされてる場所、こちらにつきましては原則として生放流ということで公共下水道に接続をしているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） なぜこれが聞きたかったかという、マンホールトイレについての質問なんですけども、今市が用意しているマンホールトイレっていうのは流下型ですよ。

○総務部参事（東 栄一君） 今、市のほうで管理している、設置しているマンホールトイレにつきましては、18か所にありますけど、全て流下式で、一部貯留で水をためておいて、開けたら出るような方式のものになってるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この流下型っていうのはマンホールトイレで一番多いんですけども、メリットはある程度安い費用で設置できるっていうことだったんですけども、デメリットとしては、必ず流すための水の確保が必要っていうことなんです。そうすると、先ほどの話でも、学校のプールとか災害用井戸の活用とかっていう話になってくると思うんです。

この水が必要じゃないものっていうのは貯留型っていうものがあります。貯留型っていうのは要はそこにためておく。それはある程度いっぱいになるとバキュームカーが来て吸っていかなければ使えないというふうになってしまいます。

もう一つは、本管直結型というもので、本管に直接つながる。それは先ほどそのまま流せると言ったものだと思うんですけども、この本管直結型のマンホールトイレを作れないかなっていうのが提案です。提案っていうのはあれですけども、考え方なんです。

ただ、下水道っていうのは場所、本管を見ると大体道路か歩道か、民有地に入ってるところはほとんどないので、じゃ歩道のところにマンホールトイレ開設するのかっていうふうになるんですけども、非常事態ですから、そういったときのために、ここではマンホールトイレを本管直結型をできるような体制っていうのが取れないものだろうかといういろいろ僕も研究したんですよ。できないことはないんですけども、効率の問題とかいろいろあると思うんですけども、実際今本管直結型っていうマンホールトイレっていうものを造ろうとしたときに、費用以外で何が障害になりますか。

○総務部参事（東 栄一君） 基本的に、直結型となりますと、ほとんど下水道管が道路や歩道の下にありますので、そのあたりの許可とか、その辺の配慮が一番ネックになるんじゃないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そうなると、本管に直結する型のマンホールトイレは難しいかなとはちょっとは思うんです。あればいいと思うんですけども、どこか乗り越えてやってほしいところもあるんですけども、じゃその中間を取るといったらおかしいですけど、バイパス型っていうのがありまして、バイパス型っていうのは本管に直結するんだけど、通常は弁で仕切られてて、本管の水が流れてこないようにしてくる。災害が起きたときにそこを開けると、下水の本管から水が流れてきて、要は本管直結型と同じような工法になるっていうものがあるらしいです。それについてはできるのではないかなというふうに思っているんですけども、このようにマンホールトイレについての技術的な考え方とか、そういった研究とかっていうのはどのあたりまで部内で検討されているのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 具体的には検討してございません。一応、防災担当といたしましては、今お話の御提案についてはとてもいい御提案だとは思っておりますけれども、かなり費用的な面で問題があるなというふうに私ども担当としては考えてございまして、先ほどの携帯トイレのお話もありましたけど、いろんな報告の中で、特に外に置いてあるマンホールトイレとか、それから仮設トイレとか、こういうのが特に女性は使いたがらないという報告がございます。不衛生とか、そういうところが多分大きいんだと思いますけども、そうした中で優先順位としては、自宅の水洗トイレが使えなかったとしても、自宅のトイレでうまく事が処理できればというようなことのほうが優先順位は高いというお話も聞いておりまして、そうしますと、水が流せないトイレで、先ほどの携帯トイレで脱臭効果が強いものというようなものを備蓄していただいて、それで過ごしていただくのが防災担当としては現実的なことかなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) マンホールトイレってもちろん費用はかかるんですけども、横浜市などは補助制度があって、対象となるのは自主的な防災活動を積極的に行う自治会、町内会やマンション管理組合、助成金額は設置費用の10分の9以内、上限30万円というようなこともあるので、もちろん横浜市だからってということもありますけれども、これがでもわざわざ補助金で10分の9出してやるっていうことは、これ必要だからやるわけで、必要のないことに補助金出さないわけなんで、大規模な避難生活ってなったときに、トイレの問題って実はかなり大きくて、先ほど不衛生って話が出てましたけども、これ不衛生になるのって実は貯留型のところがほとんどなんです。すぐいっぱいになって誰も流さなくてっていうふうになるので、そういった図もすぐ見て、3・11のときにもそういったことが起きたっていうことなので、マンホールトイレについて調べてたわけなんですけれども、もちろん費用はすごいかります。

ハードルは高いと思いますけれども、下水道の本管さえ壊れていなければ、無尽蔵といたらおかしいですけども、許容量なくできるトイレが何か所かあることによって安心感が全然違うと思いますので、引き続き研究のほどお願いいたします。

最後、し尿運搬やし尿処理施設についてです。

運搬についてはもう先ほどちょっと話しましたので、処理施設、これは湖南衛生組合のところはここは主になると思うんですけども、実際問題として、携帯トイレだったりするともう一般ごみになるしかないんですけども、もし便槽型、貯留型というようなもののトイレでバキュームカーが持っていってくれることである程度早めに回ってくれるというようなものと、許容がこのぐらいだったら大丈夫よというのがあれば、貯留型をたくさんやれば、逆に言えば少し解消になるのかなと。これはハイブリッドなんで、全部これで1個とい

うのはなくて、貯留型をやったときにし尿処理施設に持っていくスキームはこうですよというのをつくっておいて、携帯トイレのときはこうですよというスキームをつくっておいて、マンホールトイレはこうですよって、いろんなものをやりながら少しずつリスク分散をしていくというのが防災の考えだと思うんですけども、その点において、し尿処理施設の容量っていうのはおかしいですけども、ある程度、どれぐらいまでの規模だったらいけるのかなというところは想定されてるのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 先ほど来から、災害の規模という話がやはりどうしても付きまとってきちゃう話なんですけど、施設自体、これ湖南衛生組合につきましては、1時間当たり1.0キロリットルは処理できるという話でございます。組織市の5市で1日当たり今2.5キロリットル入っておりますので、7時間もし動かすとすると7キロリットルの処理ができる。今の段階ではその形で運用していくのかなと思っています。

何キロ入れられるっていう話のところをいくと、マックスでいくと1時間当たり1キロリットルという話で処理のほうは今、施設規模、設計のほうはしております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。その1キロリットルがどれぐらいのものなのかっていうのは私にもちょっと想定がつかいせんので、非常時になった場合には恐らく稼働も24時間とか、そんな感じになっていくので、今の容量よりはもっといけるんだろうなということは思っていますけれども、本当に災害の規模によります。

先ほど、今まで話したことはもちろん費用がかかることですが、本当に持続可能な自治体の運営というときには、無駄になるものは要らないんですけども、今はお金かかるけれどもこれずっと使えるよねといったものであれば、いつきの費用を考えると大変大きなものになるんですけども、長い目で見たときに、ああ、あのときやってよかったねということもあると思います。

もちろん、皆さん専門の部署でたくさん研究されて、今回の計画もすごく見ると本当によくできているなど思っていて、もうあら探するようで本当申し訳なかったんですけども、やはりここ詰めて、本当に起こったときに現場が困らないようにする。現場っていうのはもちろん本部から避難所を運営する側。また、避難の人たちもパニックになって、予備知識がほとんどないまま、ふだん防災を意識しながら生活するってほとんどないと思うんですよ。そういう人たちが来たときに、本当にきっちり冷静に対応できるようなシステムをつくってほしいなという思いで今回この質問にしました。

御答弁ありがとうございました。

以上になります。

○議長（関田正民君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

---

午後 2時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番(木戸岡秀彦君) 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和3年第4回定例会での一般質問を行います。

今回は6点について質問させていただきます。

1点目として、AEDの設置についてであります。

AEDの設置に関しては、今まで一般質問で取り上げ、必要性について訴えていますが、日本では心臓病による死亡者は年々増えてきており、死亡原因の第2位を占めています。日本AED財団によると、心臓突然死は約7万9,000人、1日に約200人、7分に1人が心臓突然死で亡くなっています。その原因の多くは、心室細動と呼ばれる重篤な不整脈で心停止の状態です。交通事故死者数は令和2年、2,839人、火災による死亡者数は1,321人であることを考えても、心臓突然死による死者数はいかに多いかが分かります。心肺蘇生を受ける人、AEDによる電気ショックを受ける人の数は年々増加しています。だからこそ、いざというとき、AEDをいつでも使用できるようにするとともに、設置場所及び使用方法が分かるように広く市民に周知する必要があると考えます。

ここで、以下伺います。

①公共施設内にAEDが設置されているが、施設の閉館中は使用できない状況である。緊急時にいつでも使用できるように屋外にも設置をする必要があると考えるが、市の認識について伺う。

②24時間利用可能なコンビニエンスストアへの設置について、検討する必要があると考える。各店舗への要請など、現状の市の認識と課題について伺う。

③AEDの設置場所について、広く市民に周知する必要があると考えるが、現在どのように広報しているのか。

2点目として、公園整備についてであります。

公園の整備については、これまで、改修時にトイレの洋式化、高木公園、上仲原公園への防犯カメラ設置、令和3年度9月補正予算では、公園の維持管理補修及び改修、遮熱、雨水対策、また今定例会におおいての補正予算ではナラ枯れ等の対応が計上されております。改めて感謝申し上げます。

遊具の更新等も今後進められていくものと期待しておりますが、老朽化により撤去されている遊具もあり、子育て世代の親御さんから増設を求める声を聞いています。

ここで伺います。

①誰もが一緒に遊べるインクルーシブ公園の取り組み状況について伺う。

②利用者が多い桜が丘中央公園の遊具の増設について、進捗状況を伺う。

3点目として、防犯カメラの設置についてであります。

防犯カメラは、私たちの生活を守るため、犯罪を未然に防ぐという大切な役割があります。東大和市においても小学校の通学路などに設置され、今年度20台の設置が予定されています。しかしながら、今まで設置していたカメラの台数には及ばず、不審者など定期的に出現している地域もあり、市民から設置要望が増えていきます。安心・安全を確保するためには、適所な場所に増設する必要があると考えます。

ここで、以下伺います。

①今後の設置について市の認識を伺う。

②公園や市有地への自動販売機の設置に伴い、危険と思われる箇所に防犯カメラを設置することで効果があ



ると聞いているが、市の見解を伺う。

4点目として、線維筋痛症の周知・啓発についてであります。

本年1月、市内に住む線維筋痛症を患う方から相談をお受けしました。全身に痛みを伴うにもかかわらず効果的な痛み止めがないため、様々な症状に対し対症療法で薬を服用しているとのこと。原因は見た目では分からないため周囲からも理解されず、この病気は診断できる医師が少なく、通常の検査では発見できないことから幾つもの病院を回り、見つかっても自宅から遠いケースが多く、負担もかかっています。さらに、1回の注射で2万円ほどかかることも聞きました。

線維筋痛症は、厚生労働省研究班によると、全国に約200万人程度の患者がいるとされています。厚生労働省の示す難病に当てはまらず、障害者総合支援法、介護保険法の対象外になっています。主な症状は、患者本人が訴える痛みとともに多角的な症状もありますが、医師として不確定な判断を示すことは適切でないとのこと、痛みを苦しむ患者が障害者手帳の取得及び障害年金の受給が困難になっていると思われる。

ここで、以下伺います。

①原因不明の全身疼痛で社会的に問題になっている線維筋痛症について、他の人からは見た目ではわからないため理解と配慮を求めることが必要であると考え。広く認知するため、市の広報媒体で周知・啓発をすることはできないか。

5点目として、結婚支援事業についてであります。

全国各地で未婚率の上昇や少子化が進んでいる中、各地の実情に応じて出会いの機会を提供するなど、自治体による婚活支援が実施されています。東大和市においてもこれまで結婚支援事業の婚活イベントが実施され、成果を上げています。コロナ禍によりこの2年間は実施できませんでしたが、自治体によっては工夫をしながらA Iの活用やオンライン開催が行われております。恋愛するなら東大と言えりような魅力あふれる施策を積極的に進めることで市のイメージアップにもつながると考えます。

ここで、以下伺います。

①定住化促進、出会いの場の創出のため、計3回開催した婚活イベントが成果を上げていると聞いている。市としてどのように総括をしているのか伺う。

6点目として、ごみ出し支援についてであります。

私は、令和元年第2回定例会において一般ごみの収集について取り上げました。その際、ごみ出し困難者の今後の対策に対し、実施方法に関して、ふれあい収集、他市の状況など調査研究が必要であるとの御答弁をいただきました。

今回取り上げたのは、集合住宅において、今までごみ出し困難者に対して近隣の方の協力によりごみ出しを行っていましたが、その方が疲労骨折をし協力ができなくなったとのことでした。その方も高齢なため、先々困難者になると予想されます。高齢化が進む中、今後当市独自の具体的な支援の取組をする必要があると考えます。

ここで、以下伺います。

①高齢者や障がい者など、ごみ出しが困難な方に対し、支援の強化をする必要があると考えるが、現状と今後の取り組みについて伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公共施設の屋外にAEDを設置することについてであります。

AEDは高度管理医療機器のため、正常に作動する条件として保管や使用時の温度が指定されています。このため、屋外にAEDを設置する場合は温度管理が可能な屋外用ボックスが必要となります。屋外用ボックスはコストが高く、また盗難リスクなどの課題もありますことから、今後研究してまいります。

次に、24時間利用可能なコンビニエンスストアへの設置についてであります。一般財団法人日本救急医療財団が公表しているAEDの適正配置に関するガイドラインでは、心停止の発生頻度等を考慮し設置が推奨されている施設を例示しておりますが、コンビニエンスストアは設置が考慮される施設の位置づけであります。引き続き、事業所として設置していただけるよう要請してまいります。

次に、AEDの設置場所の広報についてであります。市の公共施設に設置したAEDにつきましては、市公式ホームページに施設名のほか、施設内の設置位置や使用可能日時などを掲載し、周知に努めております。その他、市防災マップへの掲載や日本救急医療財団のホームページで公開されている全国AEDマップにも設置情報を提供しております。

次に、誰もが遊べるインクルーシブ公園の取組についてであります。東京都では、都市公園法に基づき区市町村が設置、管理している公園に、だれもが遊べる児童遊具広場事業として、ユニバーサルデザインに配慮したブランコや滑り台などの遊具を設置する場合に、1区市町村当たり、1公園3,000万円を上限とする補助を実施しております。

インクルーシブ公園につきましては、令和7年度の工事着手を目途に、令和5年度から令和6年度の2年間に、基本設計などに着手したいと考えております。

次に、桜が丘中央公園への遊具の増設についてであります。現在桜が丘中央公園の遊具につきましては滑り台のみ設置となっておりますことから、休日などの利用者の多いときには遊具の利用待ちをする親子の光景が見受けられます。

今後につきましては、森林環境譲与税を活用した木製遊具の設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、防犯カメラの今後の設置についてであります。現在教育委員会におきまして、平成22年に警視庁が設置した子ども見守りカメラが撤去されることに鑑み、新たに20台の防犯カメラの設置を進めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、公園や市有地に設置する自動販売機を活用した防犯カメラについてであります。防犯カメラの運用費用は自動販売機から得られる収益で賄われ、また自動販売機とは別の場所に防犯カメラを設置することも可能であり、有益な設置手段であると認識しております。

課題としましては、自動販売機の設置に当たり管理体制を明確にすることや、一定の収益の確保が可能な場所の選定が必要となりますことから、設置場所を含めた事業の在り方について研究してまいります。

次に、線維筋痛症の周知と啓発についてであります。線維筋痛症につきましては、全身の疼痛などを主症状とする原因不明の病気として、激しい痛みが長時間にわたり日常生活動作や生活の質が著しく低下すると言われておりますことから、線維筋痛症の方への理解は必要であると認識しております。

現時点におきましては、この病気の原因が明らかでないことなどから、市として周知・啓発は難しいと考えておりますが、今後におきまして国の動向を注視し、東京都や他市の情報収集に努めてまいります。

次に、結婚支援事業の総括についてであります。結婚支援事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の中の「結婚の力になる」の「未婚者の出会いの機会創出事業」として実施してまいりました。

成果としましては、新型コロナウイルス感染拡大の前に3回実施し、カップルが平成29年度に4組、平成30年度に2組、平成31年度に7組成立しました。

総括としましては、未婚者の出会いの機会の創出に効果があったものと考えておりますが、一方で参加者を確保することに苦慮したこと、結婚に至ったことの把握が困難であったことなどの課題がありました。

次に、高齢者や障害者など、ごみ出しが困難な方に対する支援の現状と今後の取組についてであります。ごみ出しが困難な方に対しましては、公的サービスや地域住民等による支援があると考えますが、個々の事情に応じた支援が行き届かない事例もあると認識をしております。

高齢化の進展等に伴い、ごみ出しが困難な方が増えることが想定されますことから、庁内関係部署が連携を図り、高齢者や障害者などそれぞれの状況を把握し、課題の整理などに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 防犯カメラの今後の設置についてであります。令和3年度に設置いたします通学路の防犯カメラにつきましては、学校関係者や警察署などと連携をして、市内全域を精査して設置場所の検討を行ってきたところであります。そのほかの設置につきましては、現時点では予定はしておりません。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、随時再質問をさせていただきます。

まず初めに、AEDの設置についてでありますけれども、現在各公共施設のAEDの管理はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今現在各公共施設に設置しておりますAEDの管理につきましては、それぞれの施設の管理者の下で適切に管理をされているものと認識してるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 管理をしているということですが、今回この①のところですが、屋外の設置の件なんですけれども、現在閉館中に使用できない場合の対応についてはどうするのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 残念ながら、閉館中につきましてはAEDは使用はできませんので、救急車の手配や心肺蘇生法など、現状で実施できる救命措置を行っていただくことになるかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 閉館中には使用できないということで、いざというときにやはり使用できないとこれはいけないなと私は思いますけれども、これは2年に1回ですか、今回9月、議員を対象に救命救急講習が行われ、AEDの救命救急の講習をして必要性をまた痛感をいたしました。

先ほど、屋外用ボックスについてはコストが高い、また盗難のリスク、課題があるということでしたけれども、コストに関しては屋外に設置したときの1件当たりの経費についてはどのぐらいになるのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 様々な種類があるようでございますけれども、温度管理が可能なボックスとしま

しては10万円から20万円程度と聞いておりまして、その他設置工事費が二、三万円程度かかるというふう聞いてるところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 当然経費はかかることはありますけど、いつでもやっぱり利用できるようにするためには私は必要だと考えております。

また、盗難のリスクの課題という答弁もありましたけれども、AEDは盗んでも販売する方法が少なく、かつ販売するのに資格が必要な医療機器になるため、無許可で販売すること自体が重い罪になります。そのため、窃盗犯がAEDを盗むといった話を私も聞いたことはありません。また、その業者に一応確認したところ、これは2年前ですけど、6,000台以上設置してるところでもそういった盗まれた経緯はないということでした。そういった意味では可能ではないかなと思います。

それを受けて、現在例えば消防団の分団にこれは設置することはできないのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 今、消防団についてでございますけれども、現時点では火災や災害現場で使用することを想定いたしまして、常時消防ポンプ車に1台を配備してるところでございます。ということで、現時点では新たに設置することは考えているところではございません。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 私はこの質問をしたのは、やはり市内各地にある程度、ポイントにやはり屋外には設置するべきだと考えているんですけども、現在の消防団のポンプ車に配備しておりますけれども、配備してあるものを屋外に設置するということではできないのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 答弁が繰り返になってしまいますけれども、そのためには、その温度管理が必要なボックスを新たに設置をしなければいけないということで、ここについては現状では考えてるところではございません。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) コストということになりますと思いますけれども、しかしながら、やっぱりコストがかかっても、いざというときに使えるようにしていくことは私は必要だと思います。

そこで、公共施設の屋外にコストがかからず24時間いつでも使用できるAED併設の自動販売機がありますけれども、設置してる自治体もあると聞いておりますけども、当市についてはこれに関しては検討できないのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) AEDが併設されている自動販売機があることは承知してるところでございます。設置費用などは事業者側で負担するというので、無償でAEDが設置できるメリットがあるということでございますけども、公共施設に既に多くの自動販売機が設置されておりますので、このAEDを設置するための利益を維持できる設置場所の確保などが課題であるというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 自動販売機は今多く設置されてるのは私も分かりますけども、やはり調査をしていただいて、また事例も調査をしていただいて検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 幾つか事例を調査しながら検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 続いて、2番目の24時間利用可能なコンビニエンスストアへの設置について、これ

は何度も一般質問でも取り上げておりますけれども、各店舗の要請など、現状の市の認識についてということでもありますけれども、市内の24時間営業しているドラッグストア、AEDが設置してあるところがあります。ここで店長に確認したところ、当店では使用歴はないけれども、ほかの幾つかの店舗で緊急時に使用したことがあると、そして回復に至ったという話を聞きました。

いつ起きるか分からない状況に対し対応できるようにすることが必要ですけれども、再考していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 公共施設や学校をはじめ、今は企業や商業施設などにおきましてもAEDの設置が多く見られるようになっているところでございます。これはいわゆる安全配慮義務の観点から、人が多く集まる施設の管理者はAEDを設置することが望ましいという社会通念の高まりによるものだと認識してるところでございます。

こうした社会的風潮の下、コンビニエンスストアへの設置につきましては、事業所として設置していただけるよう引き続き要請してまいりたいと考えてるところでございますけれども、併せて市で設置することについては調査研究は引き続き進めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） このAED設置に関しては、当然屋内はもとより、屋外に設置してきている自治体も今多くあります。いざというときに使えなければどうしようもありませんので、そういった意味ではしっかりと検討して調査をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、③のAEDの設置場所の周知ですけれども、市報やこうみんかんだより、またSNSなど、必要性や設置場所の周知をする必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現在のところ、市長からも答弁いただきましたけれども、市の公式ホームページや市防災マップへの掲載のほか、日本救急医療財団の全国AEDマップにも掲載し、市の公式ホームページにリンクを貼るなどしまして周知に努めているところでございますけれども、AEDがどこに設置されているかわからないというお声を度々聞くことがございます、確かに。周知が十分とは言えないところもありますので、御提案いただきましたように、市報やSNSなど、発信可能な媒体を最大限活用して周知に取り組んでいきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この私は周知って大事だと思うんですね。なぜかという、いざというときにやはりなかなか、いざというときにAEDといったとしてもなかなか気がつかない。でも、定期的にそういったものを広報していれば、ああ、あそこにAEDがあるんだなというものを気づけばすぐ行動に移せると思っておりますので、ぜひ広報をよろしくお願いをしたいと思います。

1番目の質問は以上で、次に2番目の質問に行きます。

2の公園整備についてでありますけれども、以前から、障害者をお持ちの親御さんから、誰もが遊べる公園を整備してほしいというお声を受けております。令和7年工事着手をめどに基本設計など着手とのことですが、前倒しの可能性と、公園の選定についてはどのようにしているのかお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 誰もが遊べるインクルーシブ公園、こちらにつきましては、全体としてまだ整備事例が少ない状況でございます。整備する公園のコンセプト、それとそれに伴って必要となります整備費用、利用のしやすさや安全性の確保、また管理の在り方、これらについてまだ知られていないことが多い状況にごさ

います。そのため、ハード、ソフトそれぞれに関わります課題を整理する時間が現在必要となっている状況でございます。

また、公園の選定についてですが、既存の公園を選んでいくこととなりますが、長寿命化工事に対応する公園との関係を整理し、遊びの展開がしやすい場所を選定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。東京都でも、世田谷の砧公園とか、多摩地区では府中の公園に整備をされておりますけれども、ぜひこのインクルーシブ公園も参考にさせていただきながら、公園の選定については地域性を含め検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、②の利用者の多い桜が丘中央公園の遊具の増設についてでありますけれども、木製遊具の設置を検討しているということですが、桜が丘中央公園は都立東大和南公園に隣接をしているため、利用者が多くなっています。しかしながら、南公園には遊具がなく、増設の要望が多くあります。ぜひ早めに設置していただきたいと思ひますけれども、設置時期についてはどのように検討しているのかお伺ひをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 先日、市のほうで令和4年度から令和6年度の実施計画、こちらのほうをまとめて御配付させていただいたと思ひます。こちらの中に掲載をさせていただいております木材利用による遊具等更新事業、こちらのほうを令和4年度の当初予算で計上したいというふうに考えておりますので、その中での対応を考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、令和4年度に増設をしていただけるということで認識をしました。

この木材利用ですけど、令和4年度から6年度の3か年計画ということですが、そこもそうですが、ぜひ実態を調査して適切な設置をお願ひしたいと思います。

また、現在老朽化して撤去した遊具に関してなんですけれども、これはどのように更新をしていくのかお伺ひをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 公園の遊具、こちらについては全般的にかねてより更新等を求められているところでございます。

なかなか公園として使える予算が限定されているという状況の中で、今回、森林環境譲与税、こちらのほうを今後の公園の木製遊具の設置ということで一つの財源として使っていこうということで、実施計画のほうで方向性を示させていただいたところでございますので、既存公園の老朽化遊具の撤去、こちらはその公園の利用状況を踏まえた中で、有意義な形で限られた予算を使った中で全体の公園や遊具については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） この公園の遊具に関しては、地域によって当然子供の多い地域と少ない地区と様々あると思ひますけれども、ぜひまた実態調査を、年々変わってくると思ひますので、調査をして進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、3点目の防犯カメラの設置についてでありますけれども、今後の設置についてでありましたけれども、現在計画はないということですが、防犯カメラについて今まで私も何度も取り上げておりますけ

れども、先月、上北台1丁目で不審者が出ていて、相談も受けております。これに関しては11月2日、7日、12日、いずれも3時、夕方3時半前後に定期的に不審者が出ました。児童たちの下校時間に重なるため、児童が恐怖を感じております。今まで挙動不審のみで問題は起きていなくて、警察にも相談していなかったという実情があります。それが11月2日には児童が声をかけられました。また、12日のケースは児童がおなかを触られて被害を受けております。

設置を予定してる20台中の中に、上北台1丁目の通学路付近に設置を検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 今年度新設いたします防犯カメラ20台の設置場所につきましては、学校、警察と調整しまして、市内全体でバランスよく配置することとなっております。不審者が発生しているとの報告があった箇所も同様に検討に含まれております。

細かい設置場所につきましては、防犯の都合上、御説明できませんが、検討の際には不審者の発生状況などを踏まえて検討を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時 9分 休憩

---

午後 3時13分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 不審者が発生してる報告あったところは検討に含まれているということでありました。ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、②の公園や市有地への自動販売機の設置に伴った防犯カメラの設置についてでありますけれども、例えば、以前から要望している上北台の中北台公園に自販機を設置して、公園及び、先ほど教育総務のほうから御答弁をいただきましたけれども、不審者が定期的に出現してる上北台1丁目周辺、この周辺は、この地域は世代が今変わりつつあって、子供が多くなっております。特に北台第一公園、北台第二公園周辺ですけれども、ここに防犯カメラを設置するとか、また向原中央公園に自動販売機を設置して、地元住民から要望のあるハミングホール交差点付近に防犯カメラを設置できると考えますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） まず自動販売機の設置という部分でございますが、市の都市公園条例、こちらに基づいてということになります。公園の利用に支障を及ぼさないと認める範囲で物品の販売行為を許可することができるとなっておりますので、一定の条件を満たす範囲で自動販売機の設置はまず是可以なというふうに考えております。

次の部分では、利益を活用した中でのカメラの設置という部分でございますが、カメラを設置するとなれば、地域の方たちの見守りが必要というふうになりますので、自動販売機とカメラの設置される地域が同一であれば、両方とも同じ方たちに見守り活動含めて管理をしていただけたらというところで理解はできるんですが、もし自動販売機の設置位置とカメラの設置する位置、こちらのほうが違ってしまふと、それぞれ地域が異なるというところがちょっと一点課題となりますことから、その調整が必要になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 公園については条件を満たす範囲で自販機と防犯カメラを設置できるということで認識をしました。市の公園ですと、そこに販売機を置いて防犯カメラを設置すると。それは市の管理というか、これは管理はしなくて済むようなんですけれども、また設置場所の異なる場所に関しては地域間の調整が必要ということですが、これは自治会とか周辺住民の理解があれば可能ということで理解すればよろしいでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 議員がおっしゃられるとおり、防犯カメラ設置するわけですので、地域に自治会があれば自治会、またそのほか含めまして地域の方の御理解を得ていただくというのが一つの条件になるかなというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひ進めていきたいと思います。またいただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、4番目の線維筋痛症の周知・啓発についてでありますけれども、まず、先ほど認識、市長からも線維筋痛症への理解は必要であると認識しておりますということでしたけれども、改めて、線維筋痛症に対して市の認識についてお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働科学研究班の調査によります全国での人口の1.7から2.1%の推定患者数、またそのうちの80%を女性が占めているという、この数値を当市の人口約8万5,000人に当てはめると1,445人から1,785人の推定患者数となり、そのうちの1,156人から1,428人が女性ということが推定されます。

この厚生労働科学研究班の調査を基準とした場合、当市にも一定数の線維筋痛症の方がいることが見込まれると認識しております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） かなり人数が多いのかなという想定はされるんですけども、今まで市民より相談を私、受けてるんですけども、当市の状況について、問合せだとか、相談事例とか、何か情報があればお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 市に対する相談や問合せ等についてでございますけれども、ここ数年把握している限りにおきましては、線維筋痛症に関わる問合せや相談のほうはお受けしておりません。

また、国や東京都から線維筋痛症に関する情報につきましても通知等は受理しておりません。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。

他地域の事例とか、分かればお伺いしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 線維筋痛症の周知・啓発に係る他の自治体での事例につきましては、市では現在確認できておりません。

線維筋痛症のように、外見からは分からなくても日常生活に理解や配慮が必要な方々に対する手助けなどの啓発、周知は重要であると考えております。

東京都は、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークを作成、配付しております。このヘルプマークの対象の方としては、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていて配付を希望する方々とされており、線維筋痛症の方も対象となります。市内では、多摩モノレールの上北台駅、玉川上水駅の駅務室で配付されており、対象



の方または御家族や支援者など、その代理人となる方からの口頭による申出で配付を受けられるとされております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) 先ほど、相談とかはないということでしたけども、現実問題、ある程度の人数は想定されるものの、本人自体がそれが線維筋痛症であるかという判断ができていないというケースがあるみたいです。当然、その専門医がなかなかいないものですから、違ったリウマチに間違えられたり、様々なことだと思いますけれども、なかなか今、難病のようで難病に指定されていないというその状況があるので、なかなか難しいと思いますけれども、このヘルプマークというのが利用できればいいと思います。ぜひこれについても調査研究をしていただきたいとまた思います。また周知もしていただきたいと思いますけれども、その点もう一度お伺いしたいと思います。

○健康課長(志村明子君) 線維筋痛症など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方がいることについて周囲が理解し、手助けなど必要な配慮を行うことの周知は重要であると考えております。そのような方としましては、線維筋痛症をはじめ病気の方、妊娠初期の方、内部障害の方など様々な方がいらっしゃいます。

線維筋痛症の理解促進に関わる周知は他の自治体での事例も少ないことから、市では調査研究を進めることはかなり難しいものと考えております。

一方、様々な理由により周囲の手助けが必要な方がいることへの理解や配慮の周知について、まずは国や東京都の啓発や周知に係る方法や内容など、対策について確認するなど情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。なかなか周知というのは難しいと思いますけれども、やはり推定すればこれだけの人が、やっぱり苦しんでいる人がいるということが分かります。現状、同様に様々な病気の方がいると思いますけれども、調査研究は難しいということですが、ぜひまた注視をして情報収集をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、5番目の結婚支援事業の推進についてお伺いをしたいと思います。

今まで計3回、婚活イベントが行われて成果を上げていると思いますけれども、やはり効果が出ている婚活イベントは市のイメージアップにもなり、恋愛するなら東大和として魅力あるまちづくりにつながると私は思います。

参加者の確保に苦慮したということですが、これは広報の仕方など工夫をすれば改善できるのではないかと思いますけれども、今後も続けてほしいというお声を聞いておりますけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事(田代雄己君) 結婚支援事業につきましては3回実施したということですが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、令和2年度につきましては実施を見送り、また令和3年度につきましては休止として判断をしているところでございます。

課題としまして、繰り返しになりますが、参加者を確保することに苦慮したことと、結婚に至ったことの把握が困難であったこととでございます。実際、市としましては、広報の中ではチラシ、ポスターや市のホームページあるいは委託先の事業者を通じた広報などを行ってきたところでございます。

このような中、結婚支援の交流イベント等につきましては、民間事業者が多数企画していることもございますので、市として見直しの時期が来てるように感じているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） やはり全国的に少子化は喫緊の課題で、本市においてもそうですけれども、未婚化・晩婚化が進み、各自治体では支援事業として婚活イベントが実施されている、また増加傾向にあります。この現状を市としてどのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 少子化ということで、少子化対策につきましては大きな課題であるというふうに考えているところでございます。

また、結婚支援事業に関しましては、望ましいのはこの事業によりましてカップルが成立しまして、その方々が市内に住んで、また市内で出産・子育てをしていただくということで、そのようなことで考えておりますが、そこまで至ったかどうか把握することは現在難しいような状況でございます。

他の自治体でも結婚支援事業に取り組んでいる事例もございますが、今後の実施内容につきましては、繰り返しになりますが、見直す時期に来ているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この見直しというのは、やめるか、新たにまたアイデアをつくってやるのか、その2つに私は分かれると思うんですけども、ここで幾つか婚活事例の紹介をしたいと思うんですけども、私も直接行きました小金井の貫井北分室という、図書館が併設された公民館といったところがありますけれども、ここでは、「図書館で恋が生まれる！」と題して、本好きな人が集まって婚活イベントが実施されております。

なぜこれ実施をしたのかというと、図書館、高齢の方がかなり多く来られて、かなり高齢者の方の出会いの場が多くて、ですけれども、若者の出会いが少ないので、出会いの場をどうしたら創出できるのかということ考えたときに、本好きな人を集めようと。そういうことで今まで計4回開催を、リアルで3回、オンラインで1回ということで、定員が16名で、これに関しては即申込みがあったそうです。その中でカップルも生まれているそうです。オンラインに関しては読書会という形で設けて、4月25日に行われて、また今月17日にもう一回やられるということです。

この広報に関しては、市報とかホームページとかツイッター等で広報してるんですけども、好きな本を持ち込み、会話をして、会話が進み、気の合った人とメール交換をして、最後にコメントを書いて提出する、そしてマッチングしたらカップル誕生と、そういう形で、基本的には特に経費もかからず、そんなに人件費も特にかからないということですのでごく好評を得てるそうです。

また、各自治体で今AIを使ったサービスの向上ということで増えてきてますけれども、埼玉では、「埼玉で、恋しよう。」「恋たまオンライン」ということで、2018年10月から行われて、全体では157組の成婚者ができて、AIでは63組が成立をしたという。また、宮城県と岐阜県では、この11月からAIを活用した婚活支援も始まっております。これに関しては様々なところからの、ただ単に集まるというんじゃなく、図書館を利用したりとか、AIを利用したりとか、様々な工夫をしながら行われているそうです。

そういった意味で、他部署との連携をしながらこの事業ができると思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事（田代雄己君） 今、図書館を活用した結婚支援事業のお話などいただきました。

最近では、共通する趣味を持つ人が集まって交流する趣味婚やスポーツ婚のようなものも人気があるというふうに聞いているところでございます。結婚支援事業ということで、東大和市が行う取組になりますけれども、

未婚者のニーズや社会環境の変化などを把握しながら情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) やはり低コストで効果があると期待されておりますので、ぜひ市の魅力のイメージアップに、これは私は東大和としてもイメージアップにつながると思うんですね。ぜひこの情報収集、すごくこれは大事だと思いますので、ぜひ前進ある見直しをしていただきたいことを要望して、この質問は終わりにしたいと思います。

最後、6点目のごみ出し支援についてでありますけれども、今回これも取り上げたのは、壇上で述べたように、取り上げた理由として3点あります。

まず一つは、集合住宅で2件のごみ出しの手伝いをしている人が骨折により対応ができなくなったと。その方がまた高齢者であり、もうこれは間もなくこの方もなかなかごみ出しが困難になっていくのではないかとということと、あとは先ほど線維筋痛症の話をしましたけれども、線維筋痛症の方も時折その状況によってはごみ出しができないというお声も聞きました。また、これからやはり高齢化が進んでいきますので、そういった意味ではこれから増えていくのはもう間違いなく増えていくと思います。

各自治体においても、ふれあい収集など様々行っていると思いますけれども、他市の状況についてお伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長(中山 仁君) ほかの自治体が行っているということでは、小学生が高齢者のお宅に行って階上から下まで持っていく、また私たち、収集運搬の事業者さん、事業者さんがやる場合、委託としてやっている場合、また自治会で行っているような場合、様々な形で行っているというのは、様々な形の形態で行っているというのは確認しているところでございます。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) 多摩地区では、ふれあい収集というのは今かなり増えていると思いますけれども、多摩地区においては、ふれあい収集とかそういう形で実施をしているところほどのぐらいあるんでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 令和2年度の状況でございます。まずこれ、ごみ部門のほうで調査をしたという話で回答をしているようなところがございますが、その中では多摩地区26市の中で16市が実施をしているということで確認しているところでございます。また、その実施主体、ごみ出し支援の関係につきましては、福祉部門または環境部門が行っているということで確認をしました。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 26市中16市が行っているということで、やはりどうしても、そろそろそういった意味では始めるべきだなと思いますけれども、やはり今後ごみ出し困難者が増えると予想されます。

当然、これ当市に合ったふれあい収集などについて、具体的に取り組む必要があると思いますけれども、計画を立てて進めていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 現時点におきましては、廃棄物の排出困難者の状況やその他課題等の整理を行う必要があるというふうに考えてございます。どのようなやり方が当市に合うのか、そういったところも含めまして、関係部署と調整を図った中で引き続き調査研究は進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

ごみ出し支援については、先ほど答弁がありましたけども、関係部署、地域の協力もこれに関しては自治体のみではなかなか難しい状況があると思いますので、ぜひ実態を把握しながら計画的に進めていただきたいと思います。

以上で私の今定例会の一般質問は終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

〔2番 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

さて、では、1、公共サービスについて。

①公共サービスの民営化についてであります。

アとして、公共サービスの民営化の根拠法令等は。

次に、イとして、関係行政機関からの指針等情報の提供や指導などは。

次に、ウとして、これまでの当市の対応と現状は。

次に、エとして、他自治体の対応は。

そして、オとして、目標と課題、今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

〔2番 大后治雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公共サービスの民営化の根拠法令等についてであります。公共サービスの民営化につきましては、民設民営により実施する事業や公設民営により実施する事業、また民間委託や指定管理者を選定して実施する事業などがあると認識しております。これらにつきましては、地方自治法や簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律などを踏まえて実施しているものと認識しております。

次に、関係行政機関からの指針等の情報提供や指導についてであります。国におきましては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」や、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」等を策定しております。これらの指針等を参考として、積極的な行政改革の推進に努めるよう、国から各地方公共団体へ助言されております。

次に、これまでの当市の対応と現状についてであります。これまでの主な取組としましては、保育園3園及びみのり福祉園の民営化、市民会館や体育施設の指定管理者制度の導入、市民部窓口や学童保育所の業務委託等に取り組んでまいりました。

現状におきましても、第5次行政改革大綱の基本目標としまして、持続可能な自治体経営を掲げ、その取組の一つであります民間活力導入の推進に努めているところであります。

次に、他自治体の対応についてであります。他自治体におきましても、保育園の民営化や公共施設における指定管理者制度の導入など、それぞれの実情に応じた取組が実施されていると認識しております。

次に、目標と課題等についてであります。目標としましては、良質な市民サービスの提供を持続可能なものにしていくことであると考えております。

課題としましては、少子高齢化の進展や公共施設の老朽化対策など新たな事象に対応するため、民営化を含めた行政改革について実行力を持って推進していくこと、また第五次基本計画に位置づいた重要施策を推進するため、財源を確保しながら行政改革の取組を着実に実行していくことであると考えております。

今後につきましても、引き続き効果的・効率的な行財政運営の実現のため、令和4年度を初年度とする第6次行政改革大綱を策定し、行政サービスの質を確保しつつ、民間活力の導入を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、1、公共サービスについて、①公共サービスの民営化について、ア、公共サービスの民営化の根拠法令等はあります。

まず改めて、当市における詳細を伺わせてください。

○企画財政部副参事(木村 西君) 当市におきましては、行政改革大綱に基づき民間活力の導入を進めているところでございます。

現行の第5次行政改革大綱におきましては、行政サービスの質を確保しつつ、職員以外でも行える業務には積極的に民間活力を導入するとしております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。大綱に基づいて行っているというようなことでございます。

ただいま、当市における詳細を御答弁いただいたわけですが、その他と申しますか、根源的な法令というものを私のほうで列挙をさせていただきますと、例えば1999年におけるPFI法でありますとか、2002年の構造改革特別区域法、いわゆる特区ですね、また2006年の市場化テスト法、それから2009年の公共サービス基本法、2013年の国家戦略特別区域法、これも特区ですが、そして最近では2018年の水道法の改正等々もそこに入っていると思います。

このように、法制度としては様々なものを根拠としているこの民営化でございますが、そこで、では次に、民営化の定義というのを伺わせてください。

○企画財政部副参事(木村 西君) 民営化の定義でございます。

現に行政において実施している事務事業を行政に代わって行政以外の民間などが実施することであると認識をしております。形態といたしましては、民設民営、公設民営、民間委託、指定管理者などがあると認識をしております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

定義そのものはさほど難しいものではないけれども、いろいろな形態があるということですね。この件につ

いての当市における詳細というのは後ほど伺うことといたしまして、次に、伊の関係機関からの指針等情報の提供や指導はに移ります。

改めて、当市における詳細を伺わせてください。

○企画財政部副参事（木村 西君） 当市におきましては、国の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」あるいは「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」などを踏まえまして、当市におきましては現在第5次行政改革大綱で民間活力導入の推進に取り組んでいるところでございます。

国の「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」では、主にこれまで積極的に行政改革等に取り組み、事務・事業の民間委託、アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、その取組が着実に進展してきたこと、依然として厳しい財政状況の中で少子高齢化等を背景とした行政需要の増加が見込まれる中、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するため一層の取組が必要となること、それから今後地方公共団体においては、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要であること、これらなどが記載されているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

では次に、国や東京都は、基礎自治体に対しまして公共サービスの民営化をどこまでさせるつもりなのか、お分かりになりましたら詳細を伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（木村 西君） 国におきましては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」や「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」などを参考としまして、積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法に基づく助言としているところでございます。

このような中、特に明確な例示というのはないと認識してございますが、毎年、全国の自治体に対しまして地方行政サービス改革の取組状況等と、こういう総務省の調査が実施されているところでございます。その中では、民間委託の状況としまして、本庁舎の清掃、夜間警備、電話交換などについての状況、それから指定管理者制度の導入状況としまして、体育館やプールなどの施設への導入状況などの調査内容となっているところでございます。こちらの内容につきましては総務省や市のホームページにおいて公表しているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

総務省の状況調査の中に細かい項目があるということは、要はこうしたことをしたらどうですか、もしくはしなさいよという示唆なんだろうなというふうに思うんです。しかしながら、ただどうですかと言われましても、いわゆる先立つもの等々が必要なのは明らかなんだと思うんですね。ちょっと総務省のこういったやり方というのは他自治体と比べて競争をある意味させ、促しながら、何かどうなんですか、どうですかということ言ってくるといってちょっと嫌らしいやり方なのかなという気もするんですね。

そこで、では次に、これまで国や東京都から必要な人・物・金の支援というのはあったでしょうか。また、その中身はどうなっていますでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 民営化を図ることに当たりましての支援ということですが、こちらについてはなかなかないものということで把握をしているところでございます。

例えば実施する事業に対しまして補助金等がない事業でも、民間が実施する事業に対して補助金等が受けら

れるものなど、民営化後に歳入が増える事業があるものとして認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

---

午後 3時53分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

先ほどの答弁で申し上げますと、支援はないというような話でありまして、ただ、行政が実施するものには補助金がないものでも、民間が実施するときには出る場合があるというようなことなんですよ。要は初めに出すものはないんだけど、終わった後には出せるものがありますよっていう誘い水のようなものなんだろうと思うんですね。

ただ、私どものような、当市のような自治体にしてみれば、先に出してもらったほうが当然うれしいはずだろうと思うんです。そこは出すほうと、もらうほうとの立場の違いなんだろうと思うので、ある意味致し方ないものだろうとは思いますが、何とも言えないところでですけども、分かりました。

では次に、ウのこれまでの当市の対応と現状はに移ります。

さっき伺うと申しあげました当市における民営化の経緯の詳細を伺わせてください。

○企画財政部副参事（木村 西君） これまで行政改革の取組といたしまして、民間活力の導入について検討してきたところでございます。

主なものとしていたしましては、平成21年度に市民会館、平成22年度に体育施設へ指定管理者制度を導入しております。同じく、平成22年度に高木保育園、それから桜が丘保育園の民営化、平成23年度には向原保育園を民営化したところでございます。また、平成28年度にはみのり福祉園の業務を民営化しております。

直近では、平成31年度に市民部納税課の窓口、それから業務補助、令和2年度に市民部の市民課、保険年金課、課税課の窓口及び業務補助、それから学童保育所の業務委託などを実施してきたところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

様々着手してきたものというふうに見えますけれども、そこで次に、これまでの当市における民営化に関する予算規模の推移と総計を伺わせてください。

○企画財政部副参事（木村 西君） 歳出での主なものとしていたしまして、平成21年度では市民会館の指定管理に係る経費といたしまして約8,800万円、平成22年度では体育施設の指定管理、高木保育園、それから桜が丘保育園の民営化に係る経費を加えまして約5億3,700万円、その後、向原保育園の民営化、またみのり福祉園の民営化、市民部窓口等や学童保育所の委託などを加えまして、令和3年度では約12億5,400万円となっております。

そして、その主なものの総計といたしましては、103億8,300万円となっているものでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。結構な額なんだろうなというふうに思うんですね。

民営化の導入におきましては、利便性の向上というのは当然ながら、特にその導入前後のコスト比較が重要

になってくるものというふうに考えます。

そこで次に、前の質問と同じく、これまでの当市における民営化しなかった場合と、それから民営化した場合の予算規模の推移と総計を伺います。コスト比較を示してください。

○企画財政部副参事（木村 西君） 一般財源ベースでの御説明をさせていただきます。

主なものといたしまして、平成21年度では市民会館に係る経費としまして直営では約1億2,300万円、民営化で約8,900万円、効果としますと約3,400万円となっております。

平成22年度では、体育施設、高木保育園、それから桜が丘保育園に係る経費を加えまして、直営では約5億600万円、民営化で約3億400万円、効果としますと約2億200万円となっております。

その後、向原保育園の民営化、またみのり福祉園の民営化、市民部窓口等や学童保育所の委託などを加えまして、令和3年度では直営で約11億500万円、民営化で約7億3,500万円、効果といたしまして約3億7,000万円となっております。

また、主なものの令和3年度までの効果額の総計では約37億4,500万円となっているものでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

主なものの効果額の総計でおおよそ37.5億円ということであります。これを多いと見るか、少ないと見るかはそれぞれなんだろうなというふうに思うんですが、殊コストに関して申し上げれば効果は確実にあるということなんだろうなというふうに思うんです。また、当然ながら、今後この効果額というのは増えていくと期待できるものでもあります。

では次に、違う角度から伺うことといたします。

以前、埼玉県志木市では、市長という職ですらシティマネジャーとして民営化しようと画策をしたというのが私の記憶がございましたが、法的に不可能であるとして断念したということがございました。

そこで、法的に必置であるものは何か、そして現状どこまで廃止、民営化が可能なのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 地方自治体の執行機関等というところで申させていただきます。

こちら、主なもので挙げさせていただきますと、まず市長につきましては憲法の第93条や地方自治法第139条によりまして、直接、選挙で選ばれることや設置することが定められております。

次に、副市長につきましては、地方自治法第161条により設置することが定められておりますが、条例により設置しないことができるとされております。

続いて、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会等につきましては、いずれも地方自治法第180条の5によりまして設置することが定められております。

以上のように、現在市にございます執行機関等につきましては法的に設置が必要なものとなっております。

また、その身分が公務員とされていることから、民営化することはできないものと考えてございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

映画のロボコップでは警察が民営化されていたりして、我が国ではどうなのかと思うところはないわけではないんですが、そこはさておき、当市を含む市においては御答弁にありましたような必置規制というものがあるって、民営化できないものが多いということでございます。

市ではなく町、村、町村におきましては、議会の代わりに町村総会を置けるものとなっております、若干



異なるところではありますが、次に、エの他自治体の対応はに移りたいと思います。

近隣自治体の事例等の詳細を伺わせてください。

○企画課長（荒井亮二君） 近隣自治体の事例等というところで、こちら、総務省が公表してございます地方行政サービス改革の取組状況等という取りまとめがございます。こちらの令和2年4月1日現在によりまして見ますと、民間委託ですとか指定管理者導入の状況について表しているものでございます。

近隣市等を見ますと、本庁舎の清掃、夜間警備、電話交換、一般ごみ収集等々の経常的な業務につきましては民営化が進んでいるところでございます。

また、近隣市の主な特徴ある取組といたしまして御紹介いたしますと、例えば立川市では、一部の窓口業務や一部の児童クラブ、学童館等といったところを委託しているほか、体育館、プール、駐車場、斎場等につきまして指定管理者導入をしていると。また、一部図書館につきましても指定管理者制度を導入しているという状況になってございます。また、昭島市では一部の窓口業務等を委託しているほか、図書館に指定管理者を導入している点がございます。

また、国分寺市、国立市、武蔵村山市につきましては、体育館ですとか競技場施設、また文化会館等を指定管理者導入してございますので、いずれの市もおのおの実情に合わせました民間委託ですとか指定管理者制度の導入が取り組まれている状況でございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

あくまでも想像の範囲内のものでしかないというふうに思うんですね。御答弁いただいたものでは、特に施設の委託や指定管理が多いように見受けられます。

では次に、そうした他自治体の中で当市の参考とできる自治体の例はあるのか伺わせてください。

○企画課長（荒井亮二君） 当市がこれまで実施いたしました民営化に関しましての取組の中で、近隣市等で参考にした例でございます。

近いところで、令和4年度にこれから始まります地区図書館への指定管理者導入につきましては、先行事例といたしまして東久留米市や立川市の取組を参考にしてございます。また、令和2年度から実施いたしました学童保育所運営委託につきましては、狛江市ですとか立川市の取組を参考にしてございます。

今後も民営化に関しまして検討する際には、こういった先行事例等の調査研究を十分に行う必要があると考えておりますので、近隣市等の取組につきましては引き続き参考にしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

こうした先行事例というのは、成功例にしても、失敗例であったとしても大変参考になるものと考えますので、今後もぜひ注視していただきたいというふうに思います。

では次に、オの目標と課題、今後の対応はであります。

当市の民営化目標、つまり現在のところ、当市ではどこまでお考えなのかを教えてください。

○企画財政部副参事（木村 西君） 目標といたしましては、良質な市民サービスの提供を持続可能なものにしていくことと考えてございます。民営化を含みます行政改革は不断の取組でございます。5年間の年次を切った大綱を策定いたしまして、それを更新していくことによってその時々々の社会情勢に応じた取組を行っているところでございます。

行政サービスの質を確保しつつ、職員以外が行える業務は積極的に民間活力を導入していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

サービスの質を確保しつつ、職員でなくても行える業務への導入を進められるということではありますが、臨めるのであれば、サービスの質を確保するにとどまらず、さらなる向上を目指していただければと思います。

では次に、その民営化の目標に対しまして、当市ではどこまで達成しているのか伺わせてください。

○企画財政部副参事（木村 西君） 第5次行政改革での取組で御説明をさせていただきます。

第5次行政改革大綱におけます民間活力導入の推進に係るものとしたしましては、やまとあけぼの学園のあり方の検討、狭山保育園のあり方の検討、その他公共施設のあり方の検討、窓口業務の一部委託化となっております。

やまとあけぼの学園につきましては市としての方向性を決定いたしまして、窓口業務の一部委託化につきましては市民部の窓口等について委託化したところでございます。また、学童保育所の委託化を実施しているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

これまでと同様、丁寧な進め方を望むものでありますが、一方で時宜を逸することのないようスピードを持って取り組む必要もあろうかと思えます。

では次に、改めて、課題と今後の対応に関する詳細を伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 民営化といいますと、大きなところではJRや郵政の例はございますが、この2社は国が経営そのものを委ね、競争の場に置くことでサービスの向上が図られてきたことは御承知のとおりであると存じます。

第5次行政改革大綱には、民間活力の導入という言葉の位置づけではありますが、これには数種の形態が考えられます。市の仕事を民に委ねる民営化はJRや郵政の例に近い形でありまして、民間の経営ノウハウを導入することによりサービス水準の上昇が期待できます。

次に、指定管理におきましても、事業者のアイデアやノウハウを生かした運営が可能となりますことから、その範囲内でサービス水準の上げが期待できるところでございます。

業務委託の場合は、基本的には仕様書に基づいた業務を行うものでございますが、指定管理に比べて受託者の裁量が小さいということは考えられますが、この場合でもその業務に精通、熟知した受託者が業務を行うことで、仕様書の範囲内になりますけれども、サービス水準の向上が期待できるというふうと考えております。

民間は接客や接遇などが優れていると感じているところですが、一般的にも顧客へのサービスは公より民のほうが優れていると考えている方が結構いらっしゃるんじゃないかなというふうには思います。一方で、民営化することにつきまして、行政サービスを民間に委ねることにつきましては不安を抱かれている方もいらっしゃるまいして、経費の削減やサービスの切捨て、そういう先入観を持たれている方もいらっしゃるんじゃないかなというふうには思っております。

このような中におきまして、民間活力の導入によってサービスが向上する成功事例を住民の皆様にお示しし、安心感を抱いていただくことが課題でありまして、今後もそのような方針で対応していくことで持続可能な行

財政運営の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

公がやらなければいけない仕事、そして民でもできる仕事、様々な切分けというのが必要になるんだろうというふうに思うんです。それはもうここ数十年来言われてきていることでもございまして、そのところを大綱に基づきながら当市では進められているということでもありますけれども、いろいろと細かいところも、他市の例なんかも参考にさせていただきつつ、国や都の助言も含めながらいろいろと考えていっていただければというふうに思います。

では、最後に改めまして市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと公共サービスの民営化ということでお話を聞かせていただきましたけど、その根底に、私自身は行財政改革ということで、改革ということでありまして、もう大分昔になるんですけど、市長あるいは議員になる前ということになるかなと思いますけど、当時、東大和の財政の在り方というのがどうなんだろうということで、一生懸命仲間と公民館で勉強して、当時、東大和の財政白書なんていう本も、1冊1,000円だったかな、本屋さんで売っていただいたりして、結構当時のこと今お話聞いて思い出して、志木の市長とか、四、五十人いりゃ回るんだとかというふうなお話もあったりとか、いろんなことがその当時は言われてたことでもありまして、その中で、最もやっぱり大切なのは、どう回していくかということがその当時、白書を作った当時から、我々というか一緒にやってた者たちで、このままじゃ続かないんだよなんていう話はした。

というのは、多分皆さん自身も、今から40年ぐらい前から、東大和の歳入と歳出をずっと並べてくると、市税収入というのが平成に入ってからちょっとたつと止まっちゃうんですね。それまでは物の見事に右上がりで来てたんですけど、そこで止まっちゃってるんですね。あとは国のほうからいろんな制度の改革とか、そういうことで税収が増えたりとか減ったりとかしてますけども、基本的にはその時点で止まってるということなんですね。ですから、本来的には、その当時と同じことを同じようにしていったってことは無理だということなんですね。

それで、よく議会の質問の中でもあるように、その頃からやっぱり賃金が伸びていないということも当然ありまして、そういう中でやっていくということ、その結果として、国は一生懸命やっているから大きなお金、極端に言えば借金ということになりますけど、たくさん抱えてるわけですね。特に今回はコロナということで本当に大きな金額を抱えてしまったってことで、これからこれをどう返していくのかとか、どういうふうにしていくかっていうことも考えていかなきゃいけないということなんです。

ただ、その前提となるのは、やはり経済が発展していくということが必要だということなんです。その経済を発展させていくためには、やっぱり国民の皆さん一人一人が安心できるというその最低限の条件としては、医療だとか、介護だとか、そういうふうなものが、福祉関係がきちっとしていないと駄目なんです。

それからもう一つは、いろんな形で人々が仕事を失うとかありますけど、その次のステップに向かっていくために何が必要かという。ただお金を渡すということではなくて、次のための勉強だとか、学習だとか、そういう方面をもっともっと充実させていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

私どものほうの質問の公共サービスの民営化ということで、これは根本になるのかなというふうには思っていますけど、これから当市というか、先ほど言いましたように、厳しくなっていくんだろうというふうには認

識しているわけですね。要するに、従来は正の配分、分配をしていたのが、今度は負の分配をしなきゃいけないという可能性はあるわけですね。それはなかなか、私も選挙で来ますから、難しいものがあるんじゃないかなという思いがありますけど、ただそういうふうな方面に足を一步でも進めていかないといけないんじゃないかなという、そういうふうな認識を持って、これからも効率的・効果的な行財政運営が非常に重要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

今後、さらに人口減少や少子高齢化ということで、ますます厳しくなっていく。そして生産年齢人口が減少していく中において、果たして市で何が行えるのかということでもあります。そんな中の大きなテーマとして、民間でできるものは民間に委ねるというふうな方向で行きたいなというふうに思っています。

それから、市民協働ということも関係してくるわけですが、市民協働も、それから民間への民営化っていうことは、民営化っていうと、会社だとかそういうふうなものって意識がありますが、私は市民が、有志の人たちがつくったNPOでもいいし、あるいはここでできた労働何とか組合法というふうなものもあっていいと。

だから、もっともっと幅広い範囲で多くの人たちが行政に対して何かできないかというか、あるいは一つの固まりになって対応してきていただけないかなということで、東大和市の中ではまだそこが育っていないかなという思いもありますけど、ただ、そういうふうな人たちというか、市民の皆さんも含めて、その民間活力ということで一緒にやっていきたいなというふうに思って、それはだからコスト削減ということだけではなくて、そういう市民の皆さんのインセンティブというか、東大和をよくしていきたいという思いも酌み取りながら進めていければいいんじゃないかなというふうに思っています。

これから、他市の事例とかいろんなことあると思いますけど、東大和市でなければできないようなもの、あるんじゃないかなというふうには思っています。

そういった意味で、将来を見据えながら、市議会議員の皆様方のお力をいただき、ぜひ持続可能な行財政運営が実現できるよう一生懸命やっていきたいと思っておりますので、御支援のほど、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○2番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございます。いろいろお話を市長から伺わせていただきました。

私も、当選、市長は同期ですから、随分長くいろいろと携わらせていただいているところでございますが、市長がいろいろと財政に関係していろんなことをされていたということも私、存じ上げておりますし、財政に非常に明るい市長だということで、私もそういった点では応援をさせていただくところでございます。

民間のその力を導入する云々というようなところを考えると、基本的に地方公共団体というのは、行っている業務を、地方公共団体が売ってるものを地方公共団体がそのまま買ってるというようなことなんだろうと思うんです、今の直営というのは。それで、民間が出しているサービスを公である自治体を買うというのが民営化であるというようなことで、どこのサービスを買うのかっていうようなその選択なんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういったようなところも含めながら、ちょっと頭の体操ではないですけども、いろんなことを皆さんにお考えいただいて、ぜひ先に先に進んでいただければというふうに思ってるんです。

最近、新型コロナウイルス感染症も一息つけたように見えて、オミクロンですかね、新たな変異株が登場するなどまだまだ予断を許さない状況でございます。こうした中で、皆様方にはこれまでの御奮闘、いろいろとありがとうございます。なかなか大変な状況でございますが、今回、公共サービスの民営化についてこのよう

にるる伺ってまいりました。

余談ではございますけれども、先ほど申し上げましたが、今を去ること34年前、1987年に公開されました映画のロボコップでは、米国のデトロイト市において警察が巨大コングロマリット企業により民営化され、まち全体が支配されているところから物語が始まり、結末としましては、その企業の会長に主人公が認められて、犯罪の黒幕である副社長を射殺し、颯爽と帰っていくわけでありまして、行き過ぎた民営化に対する負の側面を表現していたというふうに思っています。

もちろん、架空のものでありまして、ストーリーを成立させるために極端なものではありますが、ただこうした観点も他山の石としまして、時には立ち止まらざるを得ない場合もあろうかというふうに思うんです。公共の福祉のために、そういった中でも進めるべきことはしっかりと進めていっていただきたいというふうには思います。

先ほど申し上げましたが、サービスの質を確保しつつ、職員でなくても行える業務への導入を進められるということでございますが、望めるものであれば、サービスの質を確保するにとどまらず、さらなる向上を目指していただければというふうに思います。

また、これまでと同様、丁寧な進め方を望むものでございますが、一方で時宜を逸することのないようスピードを持って取り組む必要もあるかと思えます。

先ほど実は市長に言われちゃったんですけれども、私も究極の民営化というのは、直接民主制に基づいた市民のみの手による市政運営だと考えています。ただ、不可能な要素が多く現実的ではないために、そこに可能な限り近づく方策として市民協働があるというふうに考えています。民営化というのは、その一面におきましては市民協働の一形態であります。市民協働を否定する人はいないというふうに思うんですね。

ただ、何度も申し上げますが、ロボコップで描かれたようなデトロイトのような行き過ぎを制御しつつ、市長をはじめ理事者の皆さん、そして職員の皆様方には公共の福祉の増進、そして市民の生命と財産を守るという点に関しまして一層の御尽力を改めてお願い申し上げまして、今回の私の一般質問を終了させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中 間 建 二 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、中間建二議員を指名いたします。

[19番 中間建二君 登壇]

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。令和3年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策における危機管理のあり方についてであります。

昨年からの未曾有のコロナ禍の中で、当市におきましては市民の命と健康を守るために、尾崎市長を先頭に全庁を挙げて感染拡大防止対策に取り組まれております。御尽力をいただいております関係者の皆様に重ねて御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

現在は、第5波の最悪の感染状況がようやく収束し、東京都内においても1日の感染者が現在は50人を下回る水準が2か月近く続いております。一方で、一昨日は新たに国内でもオミクロン株の感染者が確認されるな

ど、全く予断を許さない状況でもあります。

3回目のワクチン接種をはじめ、第6波に備えた対策を引き続き講じていくことは当然であります。世界中が直面している新型コロナウイルスのパンデミック危機も間もなく2年が経過するタイミングを捉えまして、当市における新型コロナウイルス感染症対策における危機管理の総括を行う必要があるとの観点から、以下の点について質問いたします。

①として、平成30年1月に策定した東大和市事業継続計画（新型インフルエンザ編）に基づくこれまでの対応について。

②として、感染発覚から今日までの対応をどのように総括しているのか。

③として、今後も同様のパンデミック危機が発生する可能性の認識とそのための危機管理のあり方について、それぞれお尋ねいたします。

次に、健幸都市の実現に向けた健康寿命の延伸のための施策についてであります。

約2年に及ぶ未曾有のコロナ禍は、全ての市民の皆様の生活に幅広く影響を及ぼしております。特に懸念されるのは、感染拡大を防止するために3密を避けた新しい生活様式の定着や、緊急事態宣言下での外出自粛生活が長引く中で、家族以外の人と人との交流や各種の行事等も行えなかったことにより健康面への悪影響であります。

その中でも特に影響が心配されておりますのが、がん検診等の受診率の低下によりがんの早期発見の遅れと死亡者の増加であります。

当市においては、令和3年度を初年度とする第2次東大和市健康増進計画が策定され、健幸都市宣言に基づいて健幸都市の実現に向けた健康寿命の延伸に取り組むことが定められておりますが、これまでのコロナ禍の影響を勘案しつつ、市民の皆様の健康寿命の延伸を図る施策の充実が求められております。

そこで、以下の点について質問いたします。

①として、コロナ禍による第2次東大和市健康増進計画への影響について。

②として、がん検診、特定健診、人間ドック等の受診率の向上策について。

③として、令和4年度以降、健幸都市の実現と健康寿命の延伸を図るために、どのような強化策を講じていられるのか、それぞれお尋ねいたします。

次に、コロナ禍における学校教育の在り方とSDGs教育の推進についてであります。

未曾有のコロナ禍において、学級教育の現場においても最重要となる子供たちの心と健康の問題をはじめ、基礎学力の定着の遅れ、体力の低下、集団生活における人とのコミュニケーションの不足、家庭内でのストレス等、様々な影響を及ぼしていることと思います。

全国的には、コロナ禍において不登校となった児童・生徒数の増加や、本当に残念なことではあります。自殺行為に至るケースが増加していることが指摘をされております。この点については最重要課題として細心の注意を払い、対策を講じていく必要があると考えます。

一方で、世界中の全ての人間が未曾有のパンデミック危機に直面しているからこそ、これまでは他人ごとと捉えがちであった身の回りで起こっている出来事を自分ごととして捉える契機にすることができると考えます。世界を取り巻く困難な課題に対して、今を生きる一人一人が連帯をしてどのように乗り越えていくべきか、真剣に受け止め、考え、自分自身の将来の生き方や学習にも生かしていくことができるのではないかと考えます。

パンデミック危機は、世界中、今を生きる全ての人間が等しく直面する共通の課題であるからこそ、国連が

掲げる誰一人取り残さないとの世界共通の目標であるSDGsの理念を学び、学習に生かしていくSDGs教育に取り組むことは大きな意義があるものと考えます。

そこで、以下の点について質問いたします。

①として、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況と子どもたちに与えた影響について。

②として、いじめや不登校、家庭内暴力、精神面での病気等の深刻な事案の早期発見・支援の取り組みについて。

③として、コロナ禍におけるSDGs教育の効果と推進状況について、それぞれお尋ねいたします。

最後に、桜が丘3丁目の約2万2千平米の国有地の利活用のあり方についてであります。

本件につきましては、これまでの議会での御説明では、平成32年度までの取得に向けて利用計画を策定することでありましたが、その後、一部の用地を北多摩西部消防署の仮庁舎として借用し、その借用につきましても令和3年度中に終了すると伺っております。

当市で最も乗降客数が多く、交通の要衝となる玉川上水駅に近く、人口が密集している桜が丘に広がるこの国有地については、当市の10年、20年先の魅力あふれるまちづくりを進めるに当たっては、何としても有効活用を進めてほしいと願っております。

そこで、以下の点について質問いたします。

①として、国から市が取得するにあたって、どのような条件があるのか。

②として、今後の利活用について、どこまで検討が進んでいるのか。

③として、早期に利活用のビジョンを示し、有効活用を進めて欲しいと考えておりますが、その見通しについて伺います。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[19番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、新型コロナウイルス感染症対策としての東大和市事業継続計画(新型インフルエンザ編)に基づくこれまでの対応についてであります。市では、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでの間、新型コロナウイルスに関する情報共有を図り、感染症対策としての市の方針を策定し、対応してまいりました。

感染が拡大した非常時の対応としましては、職員の感染による職場の閉鎖等を想定し、市の事業継続計画に基づく優先業務につきまして改めて精査を行い、非常時に備えました。

次に、感染発覚から今日までの対応の総括についてであります。新型コロナウイルスにつきましては、感染発覚以降、ウイルスの変異に伴う流行のピークが繰り返し発生し、国及び東京都の対策方針に基づき、変化する感染状況に応じた対応を実施してまいりました。

具体的には、市民の皆様への新しい生活様式・日常の定着の呼びかけ及び外出等における協力依頼、市におけるイベント等の対応、小・中学校や社会福祉施設での対応、職員の勤務体制、ワクチン接種の着実な推進などを行ってまいりました。

今後におきましては、新型コロナウイルス対策として実施してきた内容を振り返り、現在の市の計画における課題の整理等が必要であると考えております。

次に、パンデミック危機が今後発生する認識とその危機管理の在り方についてであります。感染力が増加する新型コロナウイルスはおよそ10年から40年の周期で発生すると言われておりますことから、新たな感染症によるパンデミックは今後も発生する可能性があることを認識しております。

今後におきましては、新型コロナウイルス対策として実施してきた経験を生かし、国や東京都の動向を踏まえて新たな感染症に備えるための危機管理の在り方について課題の整理等が必要であると考えております。

次に、コロナ禍による第2次東大和市健康増進計画への影響についてであります。市では、令和3年3月に、一人ひとりが協力して限りある命を大切に、健康で幸せに暮らせる健幸都市を基本理念とする第2次東大和市健康増進計画を策定いたしました。

計画の初年度となる令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、イベントに関連する事業につきましては縮小や中止などにより計画の円滑な執行が難しい状況であります。

そのような中であっても、検診事業につきましては基本的な感染予防対策を講じて計画に定める内容が執行されている状況であります。

次に、がん検診などの受診率の向上策についてであります。がん検診につきましては、対象者のうち希望する方全員が受診できるよう、令和3年度におきましては前期の定員を拡大し、受診率の向上を図っております。

特定健診につきましては、受診券の送付時や国保だより等で毎年の受診の必要性を周知し、未受診者に対しましては、はがきやツイッター、フェイスブック等で受診の勧奨を行うことで受診率の向上を図っております。

人間ドック等につきましては、国保だよりや市の公式ホームページ等で受診料の助成事業について引き続き周知し、より多くの方の受診につなげてまいりたいと考えております。

次に、健幸都市の実現と健康寿命の延伸を図るための令和4年度以降の強化策についてであります。市では、市民の皆様が主体的に健康づくりに取り組み、望ましい生活習慣を日常生活に定着していただけるよう施策の推進に努めているところであります。

今後におきましては、新たな組織として、保険年金課が加わる健幸いきいき部が創設されますことから、横断的な連携協力を強化し、健康づくりに関連する事業を効果的に進め、拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における学校の感染症対策等についてであります。小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況につきましては、教育委員会より通知されている東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づき、各学校において感染症対策を実施しております。

子供たちに与えた影響につきましては、感染症対策が長期化し今後の見通しが持ちづらい状況の中で、漠然とした不安や悩みを抱える児童・生徒もいることが懸念されます。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、いじめや不登校、家庭内暴力、精神面での病気等についてであります。各学校におきましては、コロナ禍による通常とは異なる状況の中で、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行っております。また、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援や関係機関との連携等、適切な役割分担により児童・生徒の抱える諸問題への支援に努めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。



次に、コロナ禍におけるSDG s教育の効果と推進状況についてであります。これからの時代を担う児童・生徒の育成に向けて、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDG sの取組は、コロナ禍において一層重要になってくるものと認識しております。

推進状況につきましては、各学校においてSDG sの目標の達成に向けた活動を工夫して取り組んでおります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、桜が丘3丁目の国有地の取得状況についてであります。国有地を市が取得する条件につきましては、平成27年6月に北多摩西部消防署の仮庁舎建設のための国有地の借用について了承をいただいた際に、警視庁教養訓練施設予定地全体について、令和2年度中の取得に向けた早期の利用計画の策定に努めるよう求められました。

国有地の取得に当たりましては、財務省の優遇措置の取扱いについてという通達に即して取り扱われることとなります。公園や学校等の用途に供する場合、一定の優遇措置が設けられておりますが、それ以外の用途に供する用地は時価による取得が必要と認識しております。

次に、桜が丘3丁目の国有地の利活用の検討状況についてであります。国有地の取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論には至っておりません。

次に、桜が丘3丁目の国有地の利活用の見通しについてであります。桜が丘3丁目の約2.2ヘクタールの国有地は、東大和市に残された数少ない面積の広い公有地であります。

現時点では具体的なことは定まっておりますが、今後市にとって有効な活用となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、コロナ禍における学校教育の状況とSDG s教育の推進についてであります。東大和市立小・中学校におきましては、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づき、密閉、密集、密接とならないよう感染症対策を行った上で、各学校において教育活動を実施しております。

感染症対策が長期化し、今後の見通しが持ちづらい状況の中で、自分も感染をするのではないかというおそれや、自宅待機などにより学習についていけるかという焦りなど、漠然とした不安や悩みを児童・生徒が一人で抱えてしまっているという心配があります。このことについて丁寧な支援を行う必要があると認識しております。

次に、いじめや不登校、家庭内暴力、精神面での病気など、深刻な事案の早期発見・支援の取組についてであります。多くの児童・生徒が通常とは異なる様々な不安を抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に個々の児童・生徒が抱える諸問題の早期解決に努めております。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒については、必要に応じて当該児童・生徒に関わりの深い教員や養護教諭、スクールカウンセラーなどによる支援を行っております。

なお、小学校第5学年及び中学校第1学年についてはスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応に努めております。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣した支援や、さわやか教育相談室による相談支援を行っております。

次に、コロナ禍におけるSDG s教育の効果と推進の状況についてであります。学習指導要領には、一人

一人の児童・生徒が持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められております。

コロナ禍において、各学校が誰一人取り残されることのない社会を目指し、持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向けた教育活動に取り組むことは一層重要なことになっているものと認識しております。

SDGsの視点を取り入れた教育活動につきましては、令和3年度より全ての小・中学校が教育課程に位置づけて学んでおります。

また、第二中学校は、東京都から持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業の指定を受け、SDGsの達成に向けた取組の実践を発表するなど、研究を推進しております。

以上です。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時41分 延会